

目次

序	1
第1章 計画策定の目的と考え方	1
第1節 計画の趣旨	1
第2節 計画の性格	2
第3節 計画の期間	3
第2章 伊豆の国市基礎資料	4
第1節 伊豆の国市の子育て状況	4
第2節 アンケート調査の結果	14
基本構想	1
第1章 基本目標	30
第2章 施策の大綱	31
第3章 区域（圏域）の設定	39
基本計画	40
第1章 子どもの育ちを支え、若者が安心して成長できる社会へ...	40
第1節 子どもを社会全体で支えるとともに、教育機会の確保を行う	40
第2節 子どもの生きる力の育成に向けた学校教育環境の充実	41
第3節 いじめや虐待のない社会の形成（子どもが安心して生活できる社会づくり）	42
第4節 次代の親教育の推進（思春期保健・健全育成等）	44
第5節 意欲を持って就業と自立に向けた社会づくり	44
第6節 社会生活に必要なことを学ぶ機会の提供	45
第2章 妊娠、出産、子育ての希望が実現できる社会へ	46
第1節 安心して妊娠・出産できるように	46
第2節 誰もが希望する教育と保育サービスが受けられるように	47
第3節 子どもの健康と安全を守り、安心して受診できるように	48
第4節 特に支援が必要な子どもが健やかに育つように	50

第3章 多様なネットワークで子育ての力のある地域社会へ...	52
第1節 子育て支援の拠点やネットワークの充実が図られるように..	52
第2節 子どもが住まいやまちの中で安全・安心に暮らせるように..	53
第3節 地域における子育て支援サービスの充実.....	55
第4節 広域連携における子育て支援.....	55
第4章 伊豆の国市に住み続けたい、住みたくなるような子育て環境の良い都市づくり	56
第1節 働き方の見直し（働く場所の確保）.....	56
第2節 女性がいきいきと社会で活躍できる環境づくり（女性が輝く日本）.....	56
第3節 仕事と家庭が両立できる職場環境の実現.....	57
第4節 誰もが住みやすく、子育てしやすいまちづくりの推進.....	57
第5節 安全、安心まちづくりの整備促進（道路、公園等）.....	57
第5章 子ども・子育て支援事業.....	59
第1節 子ども・子育て支援事業制度に伴う認定区分.....	59
第2節 教育・保育施設.....	60
第3節 地域子ども・子育て支援事業.....	64
第6章 計画の推進.....	72
第1節 実現のための方策.....	72
第2節 計画の推進体制.....	72
第3節 資料編.....	73

序

第1章 計画策定の目的と考え方

第1節 計画の趣旨

1 子ども・子育て支援事業計画策定の背景

わが国の子ども・子育て支援は、平成17年4月から施行の「次世代育成支援対策推進法」や、平成27年4月から施行の「子ども・子育て新制度」をはじめとしてこれまで各施策・制度が進められてきました。こどもの健やかな成長を支援する、子ども・子育て支援の取組のみならず、少子化対策や子ども若者育成支援、こどもの貧困、児童虐待防止対策等、子どもを取り巻く多様な環境や課題、社会の変化に合わせ、それぞれ個別の各種計画の策定や取組が進められています。しかしながら、その間にも少子化の進行や未婚・晩婚化など人口減少に歯止めがかかりませんでした。また、コロナ禍の影響が与える収入の減少による、貧困世帯でのこどもの学習環境の悪化、子どもへの虐待件数の増加、ヤングケアラーへの対応、こどもの孤立等の問題に加え、子育て世帯の孤立等、子どもを取り巻く環境は深刻化・多様化しています。

このような現状を踏まえ、国では、令和4年6月には「児童等に対する家庭及び養育環境の支援を強化し、児童の権利の擁護が図られた児童福祉施策を推進する」ことを目的として、児童福祉法が改正されました。

これにより、地方自治体における児童福祉及び母子保健に関し包括的な支援を行う「こども家庭センター」設置の努力義務化及び、子育て家庭への支援の充実等が明確化されました。

また、こどもの最善の利益を常に第一に考え、子どもに関する取組や政策を、わが国の社会の真ん中に捉え、強力に進めていくため、令和5年4月に「こども家庭庁」を発足しました。また、令和5年4月から、「こども基本法」が施行され、同法は日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、すべてのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的としています。

令和6年6月には「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」が成立し、児童手当の所得制限の撤廃や18歳まで対象年齢を引き上げることに加え、働いていなくてもこどもを保育園等に預けられる「こども誰でも通園制度」の創設や、育児休業給付の拡充等が示されています。

このような状況の中、本市においては、平成27年3月に「子ども・子育て支援事業計画及び第2次次世代育成支援行動計画」を、令和2年3月には「第2次子ども・子育て支援事業計画及び第3次次世代育成支援行動計画」を策定し、児童福祉や母子保健等の子ども・子育て支援の環境整備に取り組んできました。

そこで、令和6年度をもって計画期間が終了するため、「第3次子ども・子育て支援事業計画及び第4次次世代育成支援行動計画」を策定するものです。

本市においても、こどもの数の減少や核家族化の進行を背景に、地域全体で子ども・子育てを支援するため、現状に適した施策を推進・展開していくことが求められています。本計画は、国の「こども大綱」や「こども基本法」、「静岡県こども計画」を勘案し策定され、令和7年度に完成予定の「伊豆の国市こども計画(仮称)」として、「こどもの貧困対策計画」や「こども若者計画」とともに一体的な計画として包含される計画となり、こども政策を総合的に推進していきます。

2 こども施策に関する法律、制度、近年の動向

年	内 容	(★…伊豆の国市)
平成24年	子ども・子育て関連3法成立	
平成27年	子ども・子育て支援新制度開始(市町村子ども・子育て支援事業計画の策定の義務化) ★伊豆の国市子ども・子育て支援事業計画・第2次次世代育成支援行動計画策定	
令和元年	子ども・子育て支援法改正(幼児教育・保育の無償化) ★幼児教育・保育の無償化を実施	
令和2年	★伊豆の国市第2次子ども・子育て支援事業計画・第3次次世代育成支援行動計画策定	
令和3年	「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」が閣議決定(こどもまんなか社会を目指すこども家庭庁の創設を明記)	
令和4年	児童福祉法改正(こども家庭センターの設置の努力義務化)	
令和5年	こども基本法施行 こども家庭庁創設 「こども大綱」が閣議決定	
令和6年	子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律公布 (児童手当の抜本的拡充、こども誰でも通園制度の創設) ★伊豆の国市こども家庭センター開設	

第2節 計画の性格

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」及び次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」に位置付けるもので、令和8年度から「伊豆の国市こども計画(仮称)」に包含されます。また、子どもの福祉や教育に関する他の計画と整合を図り、調和を保った計画となります。

【子ども・子育て支援法（抜粋）】

(市町村子ども・子育て支援事業計画)

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

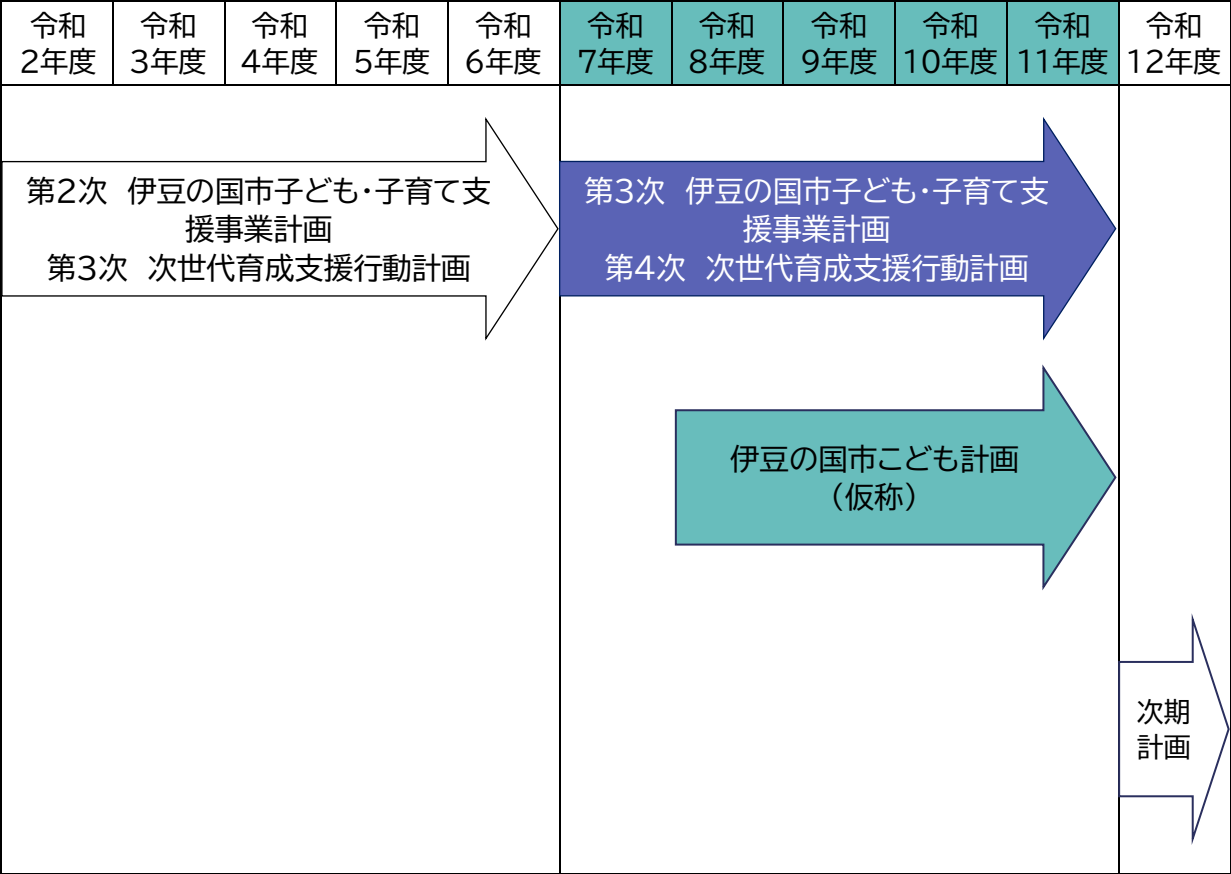
【次世代育成支援対策推進法（抜粋）】

(市町村行動計画)

第八条 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定することができる。

第3節 計画の期間

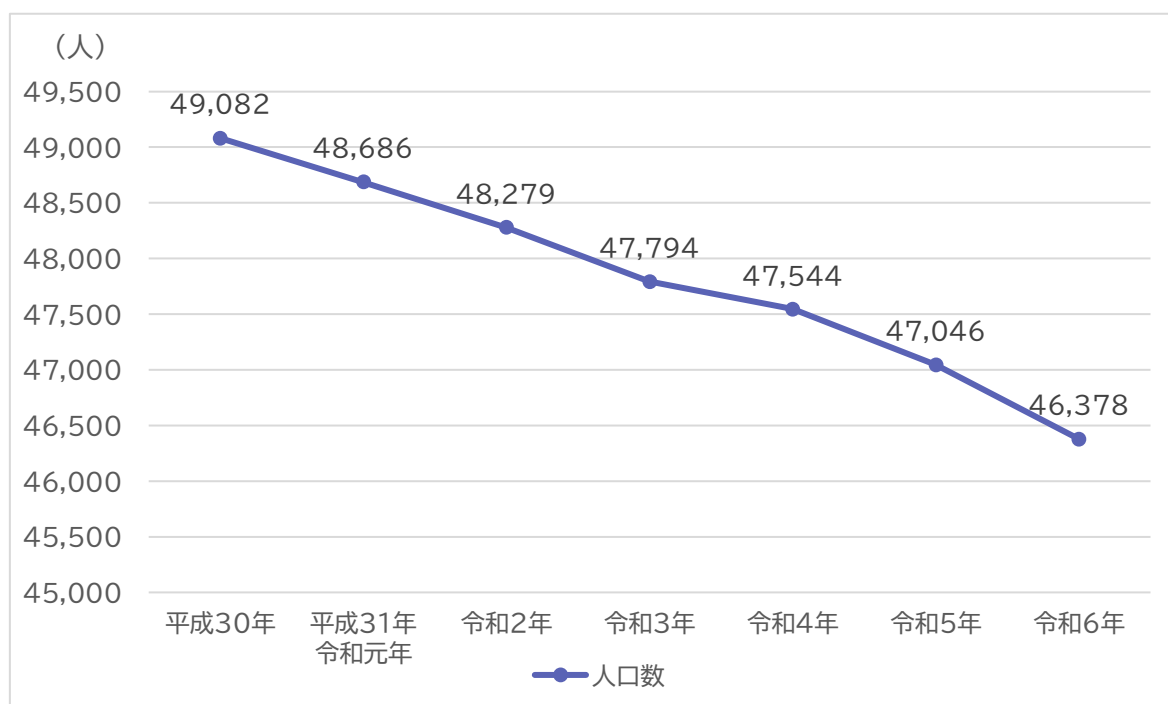
この計画は、「子ども・子育て支援法」に基づき令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とします。ただし、必要に応じて計画期間中に見直しを行う場合があるほか、令和8年度から「伊豆の国市こども計画(仮称)」に包含される計画となっています。



第2章 伊豆の国市基礎資料

第1節 伊豆の国市の子育て状況

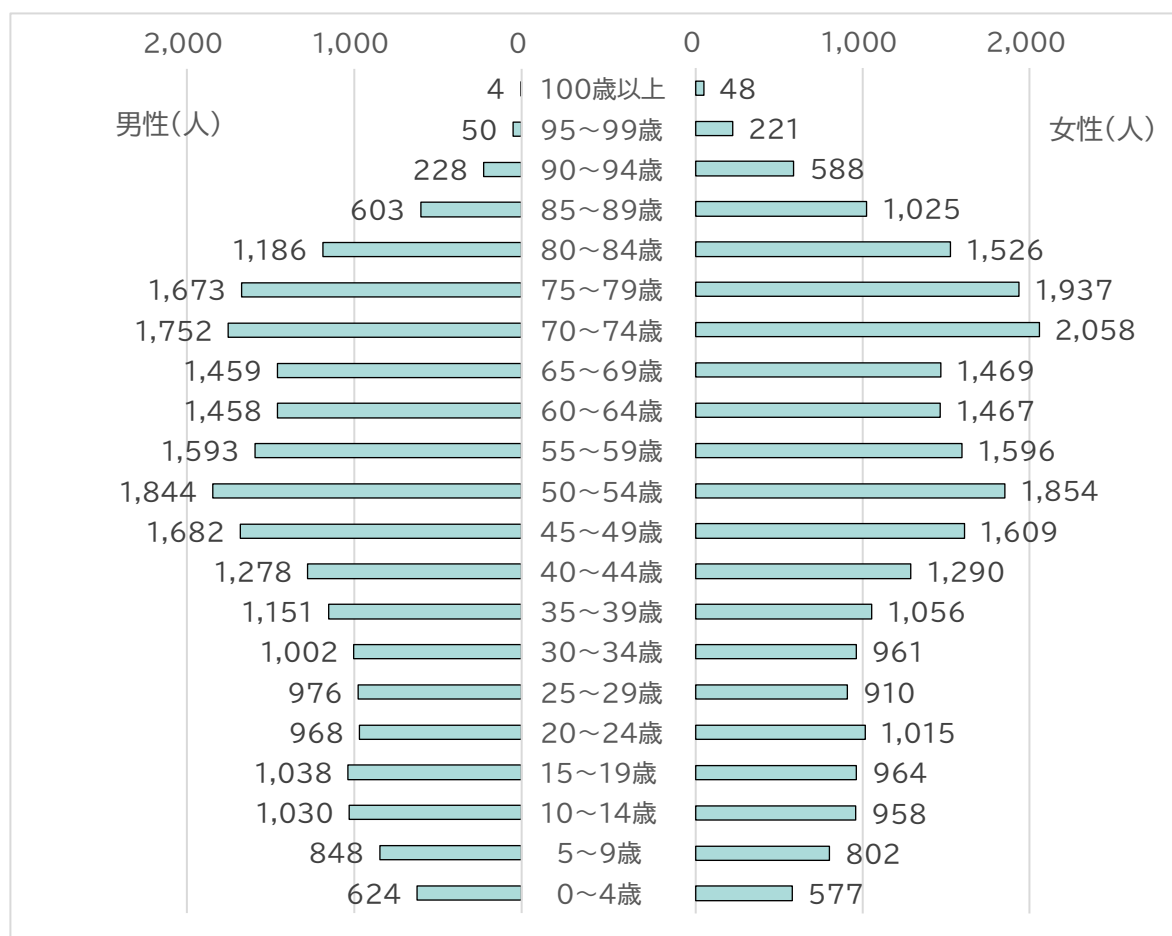
総人口の推移



資料：住民基本台帳 4月1日現在

平成30年以前から総人口は減少傾向にあり、毎年およそ400人ずつ減少しています。また、令和6年には、年間およそ670人減少しています。

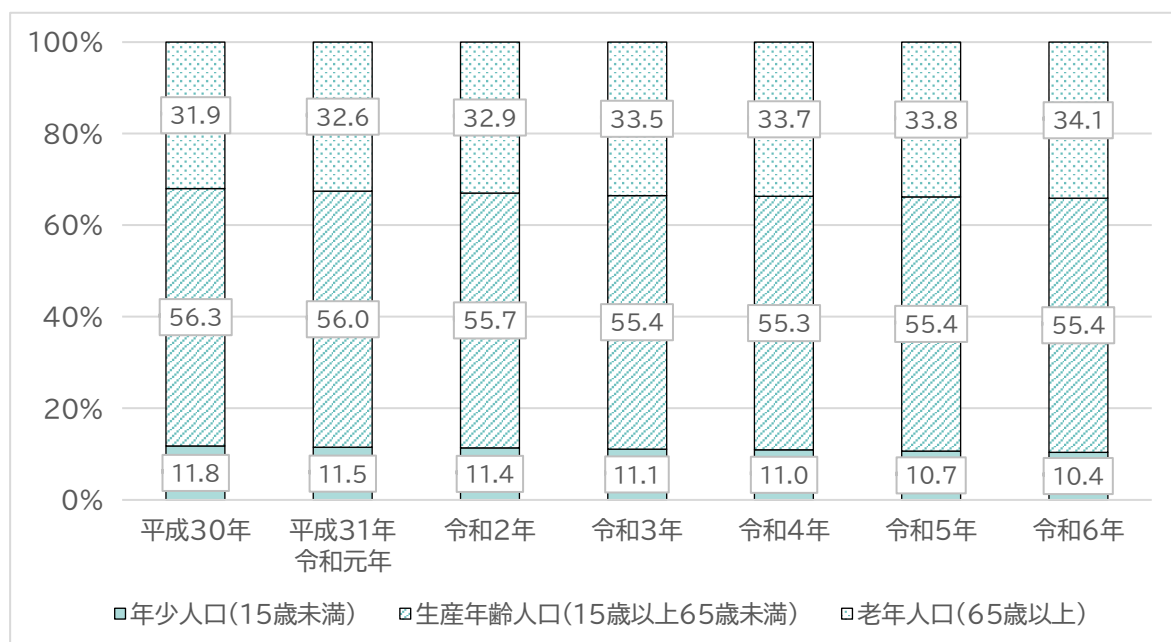
5 歳階級別人口



資料:住民基本台帳 令和6年4月1日現在

男性は50~54歳が最も多く、女性は70~74歳が最も多くなっています。また、男性は15~19歳に比べて、20~24歳、25~29歳の人口が50人以上少なくなっています。

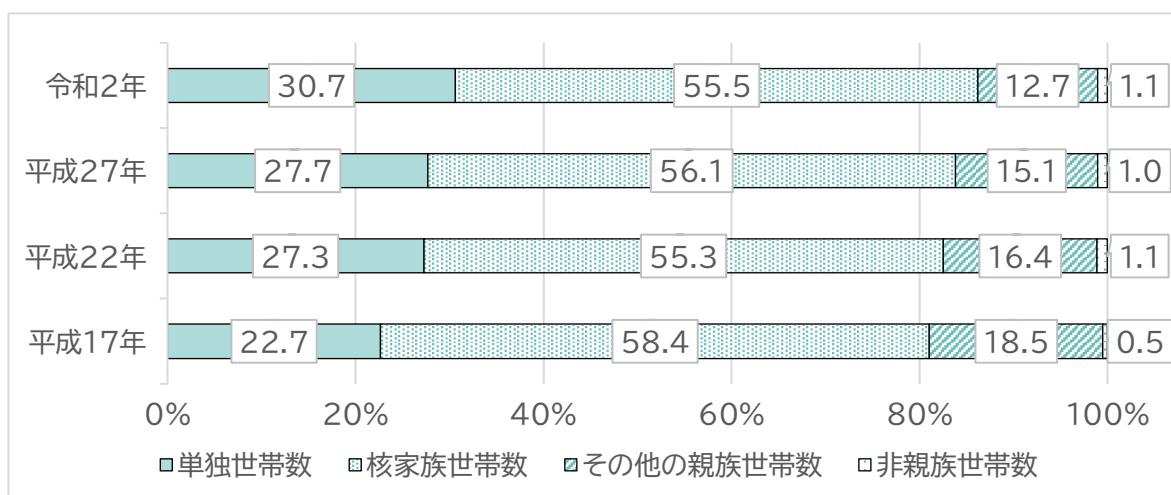
年齢3階層別人口



資料:住民基本台帳 4月1日現在

年少人口は、平成30年には11.8%でしたが、減少傾向にあり、令和6年には10.4%となっています。老年人口は、平成30年には31.9%でしたが、増加傾向にあり、令和6年には34.1%となっており、少子高齢化が進行しています。

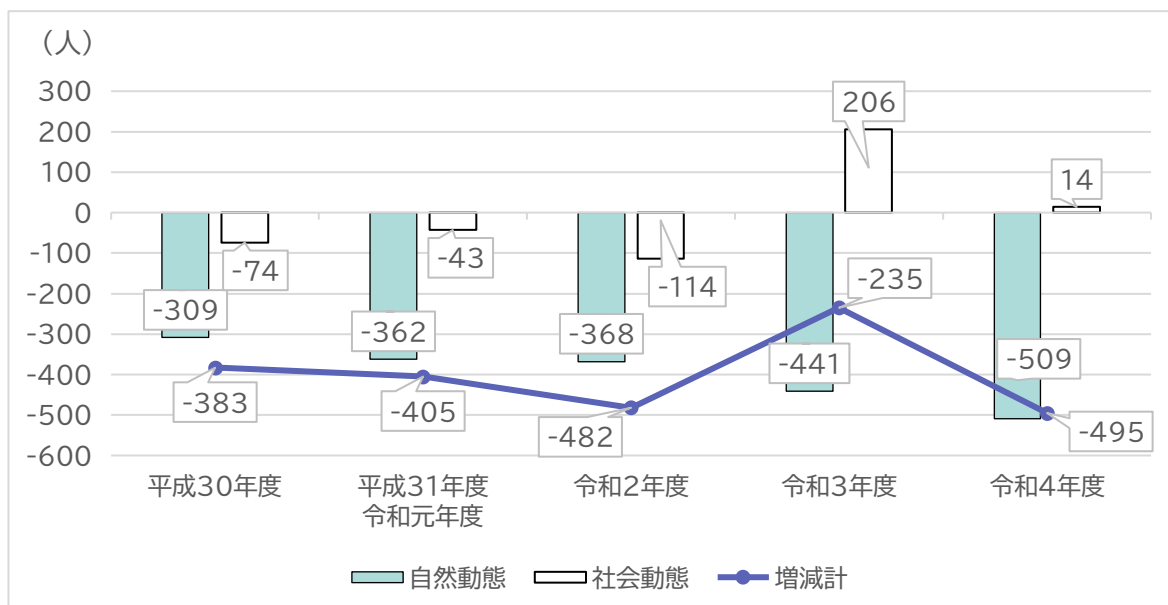
世帯構成割合



資料:国勢調査

単独世帯数が増加し、核家族世帯、その他の親族世帯は減少しています。

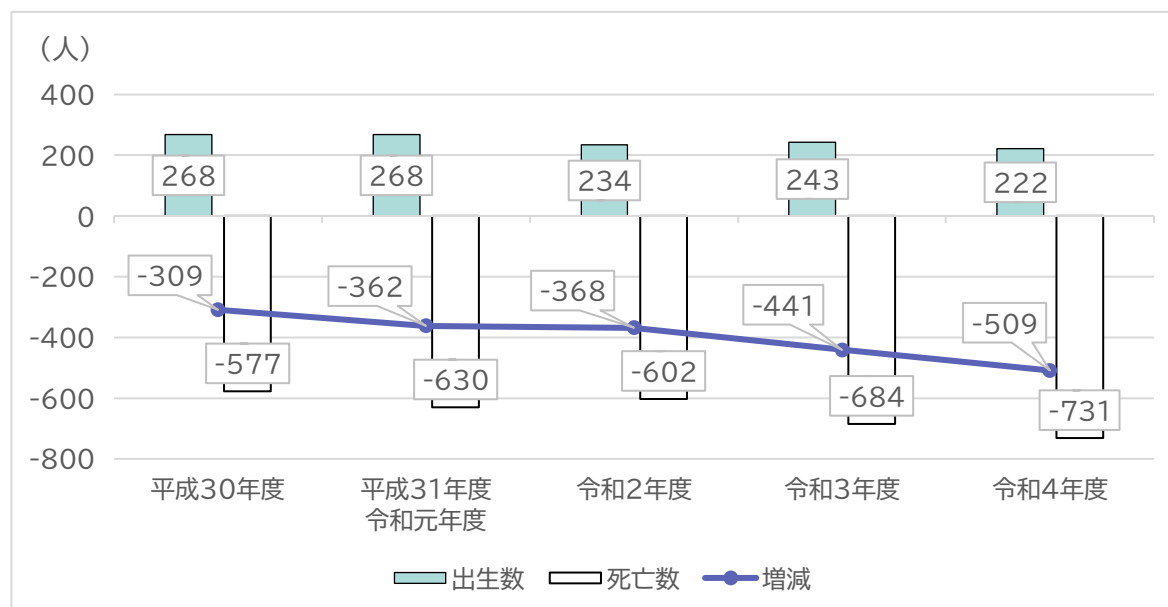
人口動態の推移



資料：伊豆の国市統計書2023年度版

人口減少について、社会動態では、令和3年度、令和4年度に増加したことを除き減少しており、自然動態は毎年減少の一途をたどっています。

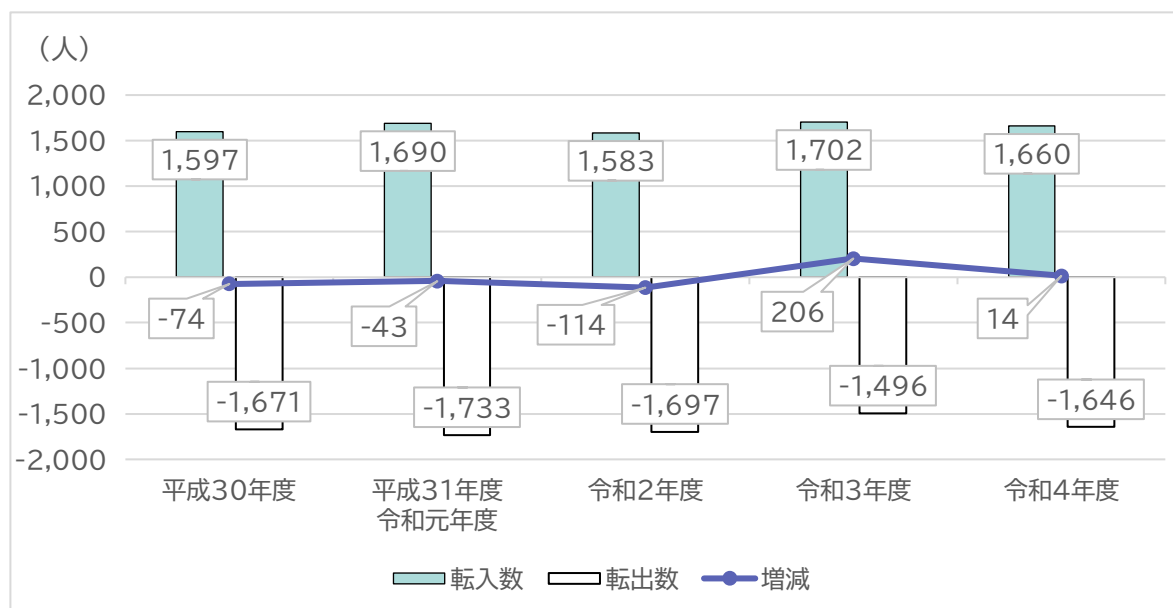
自然動態の推移



資料：伊豆の国市統計書2023年度版

出生数は微減となっていますが、死亡者数は令和2年度を除き増加し続けており、総じて人口は減少しています。

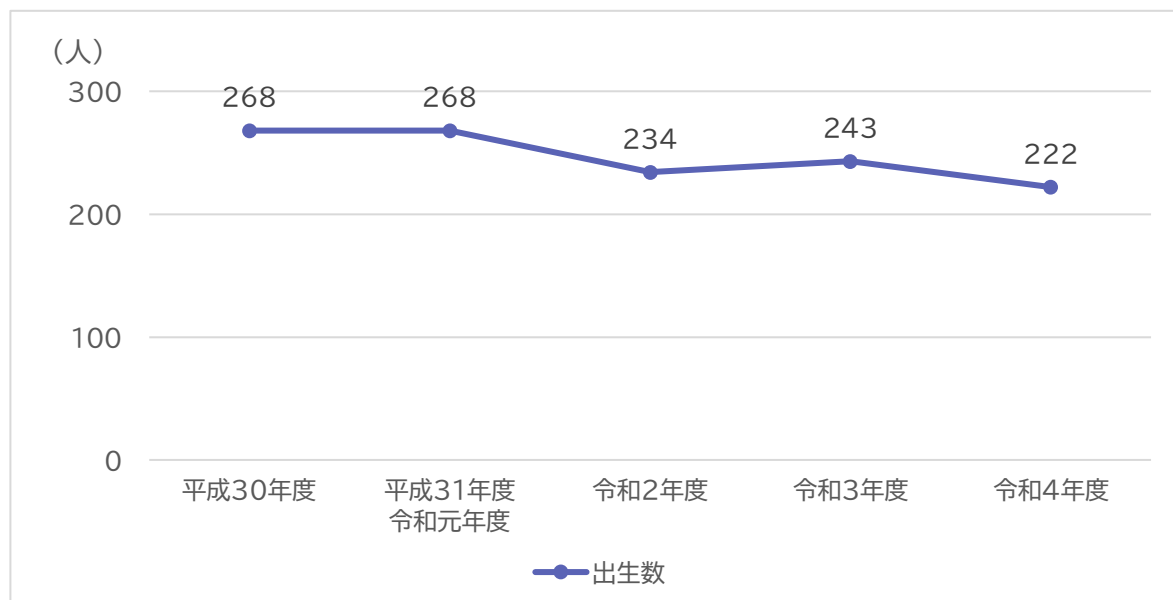
社会動態の推移



資料:伊豆の国市統計書2023年度版

社会動態では、令和3年度に206人、令和4年度に14人それぞれ増加したことを除き、毎年転入数よりも転出数が多くなっており、人口は減少傾向となっています。

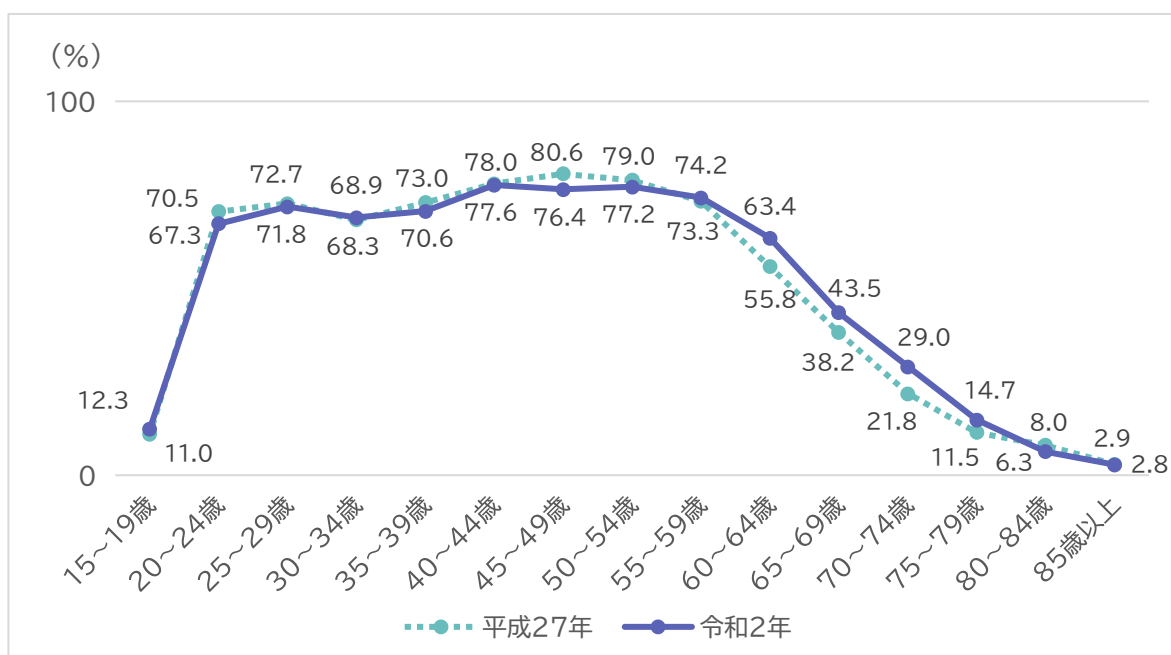
出生数



資料:伊豆の国市統計書2023年度版

出生数は、平成30年度から平成31年度(令和元年度)にかけては横ばいとなっていますが、その後は令和3年度に微増したことを除き、年々減少しています。

年齢別働く女性の比較

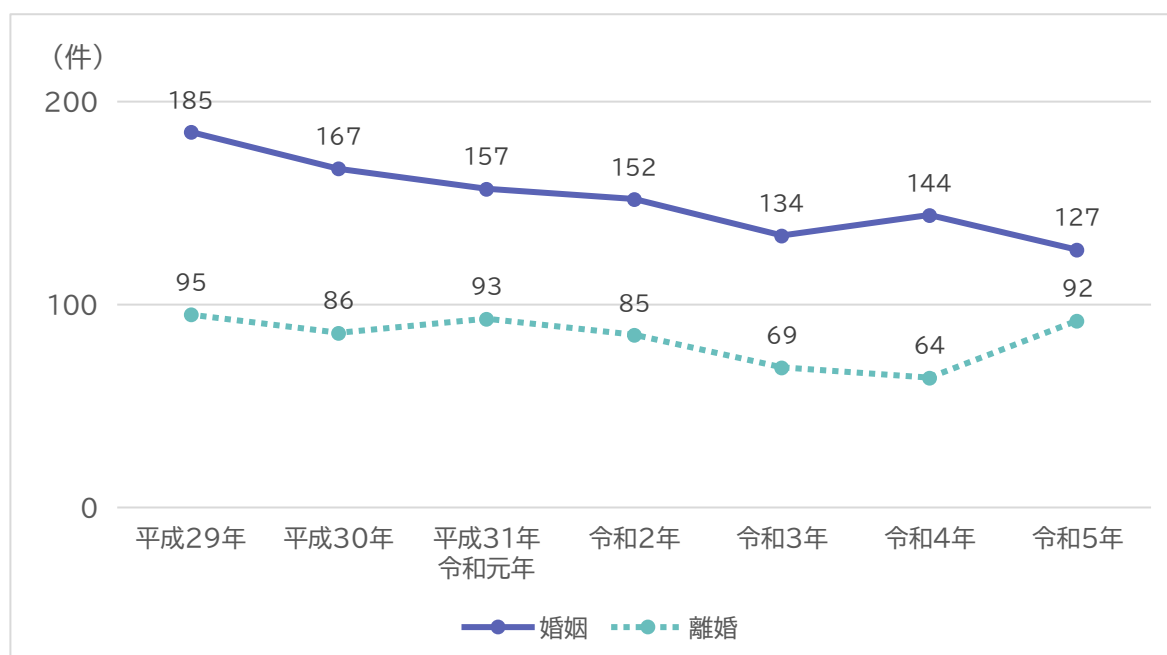


資料:国勢調査

平成27年と令和2年の就労の割合は、おおむね同様のM字曲線を描いています。

細部を見ると、20～24歳及び45～49歳における就労の割合が、令和2年の方が3ポイント以上小さくなっているほか、55～59歳から75～79歳までの間について、どの世代においても令和2年の方が就労の割合が大きくなっています。

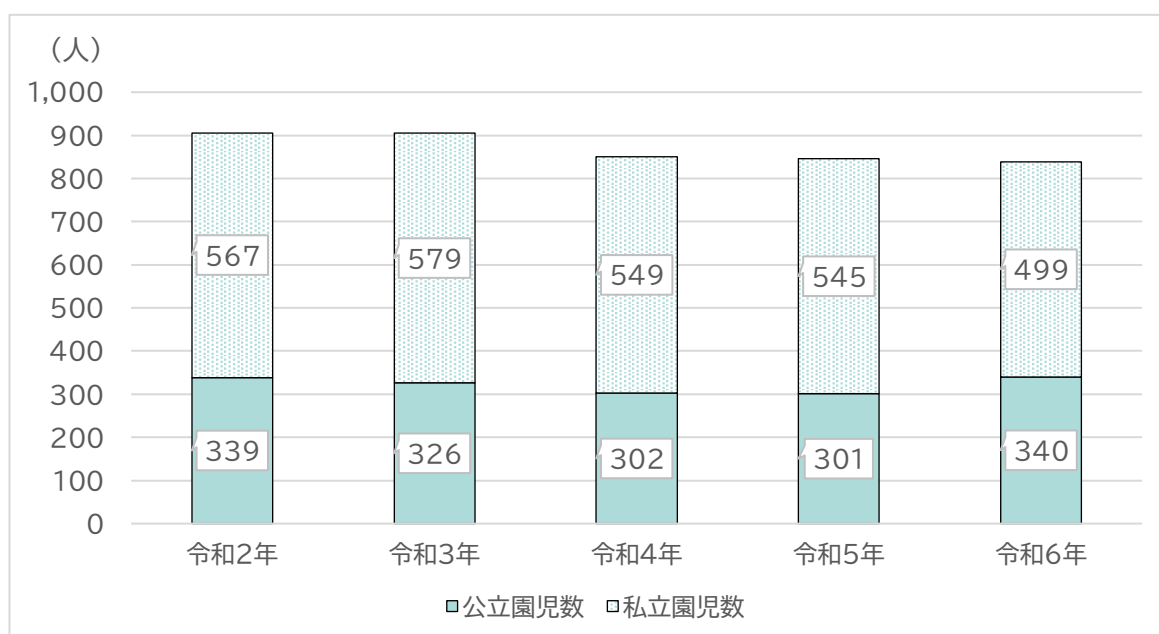
婚姻と離婚の推移



資料:人口動態統計

婚姻件数は減少の一途をたどっており、令和5年には127件まで減少しています。離婚件数は増減を繰り返していましたが、令和5年には年間28件の増加となっています。

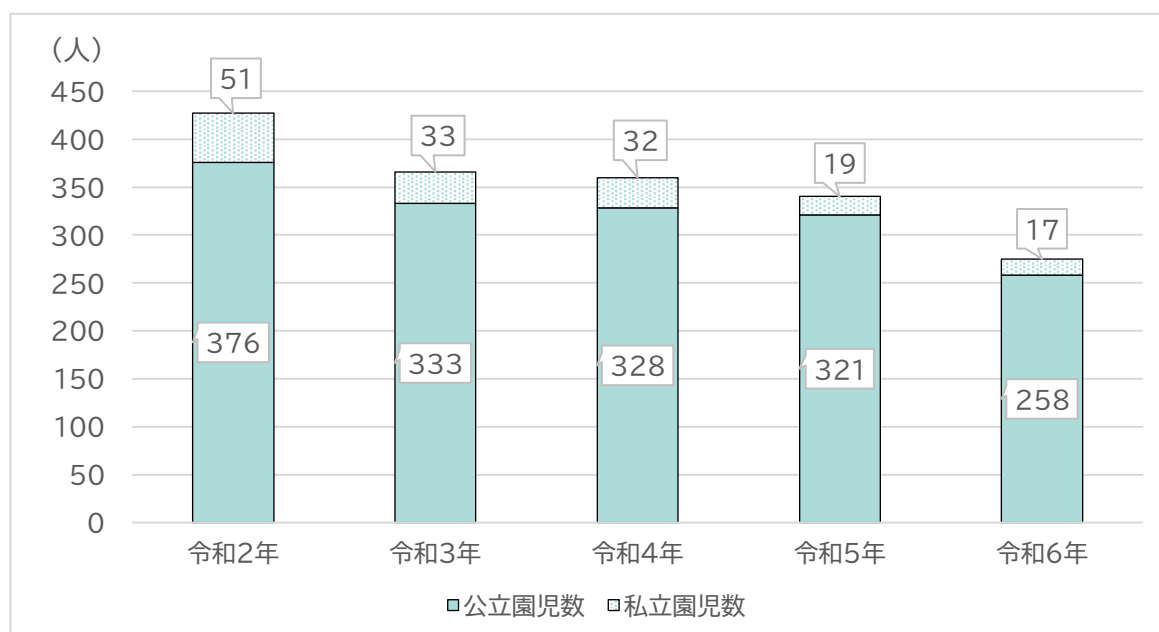
保育園等の園児数の推移（保育園・認定こども園（保育認定）・地域型保育）



資料：幼児教育課（各年4月1日現在）

全体の園児数は減少しています。公立の園児数は減少傾向にありましたが、令和6年は増加となっています。一方、私立の園児数は令和4年以降減少しています。

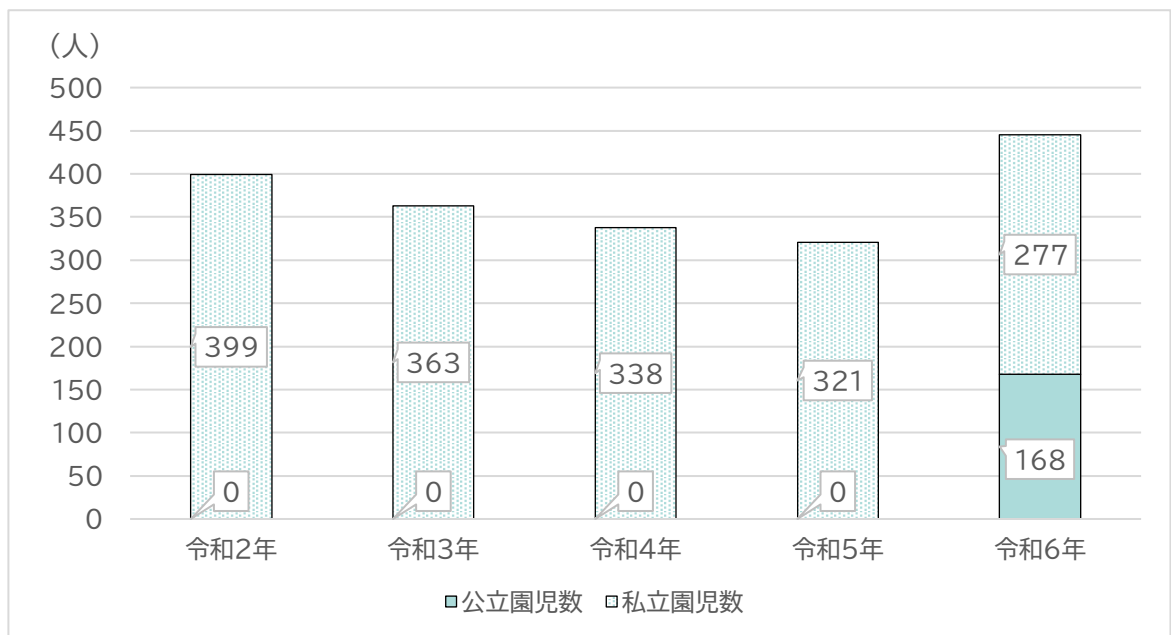
幼稚園等の園児数の推移（幼稚園・認定こども園（教育認定））



資料：幼児教育課（各年4月1日現在）

公立・私立ともに園児数は減少しています。

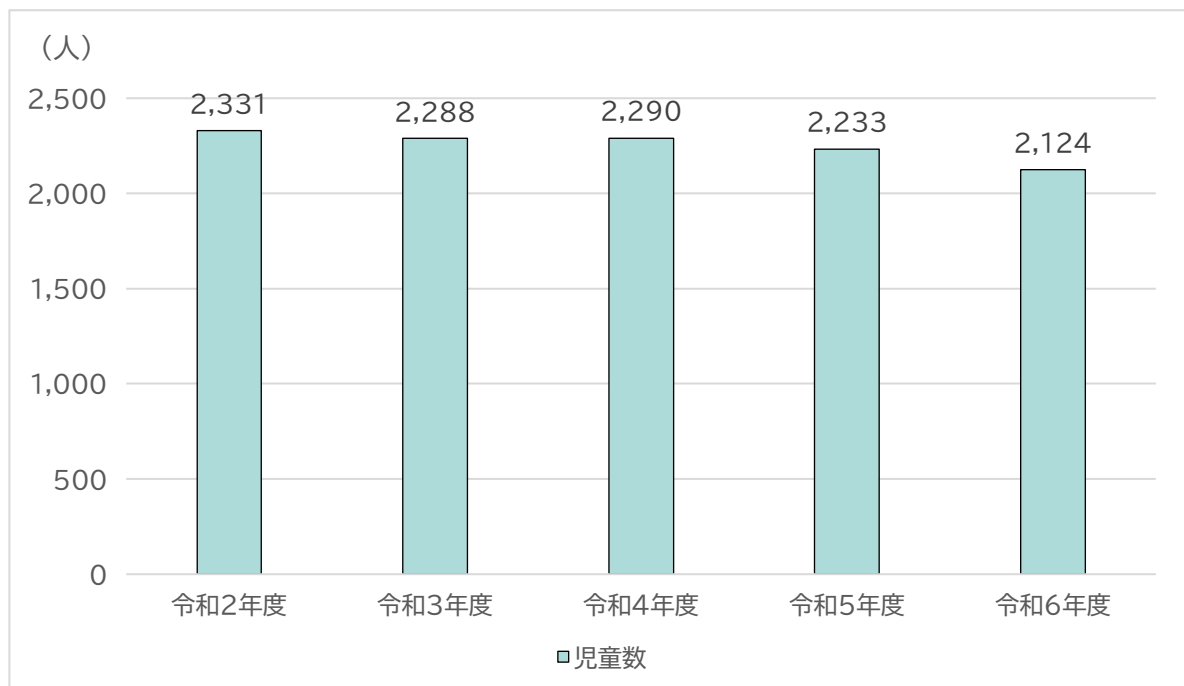
認定こども園の園児数の推移



資料: 幼児教育課(各年4月1日現在)

公立の認定こども園の誕生に伴い、令和6年度の認定こども園の園児数は増加しています。

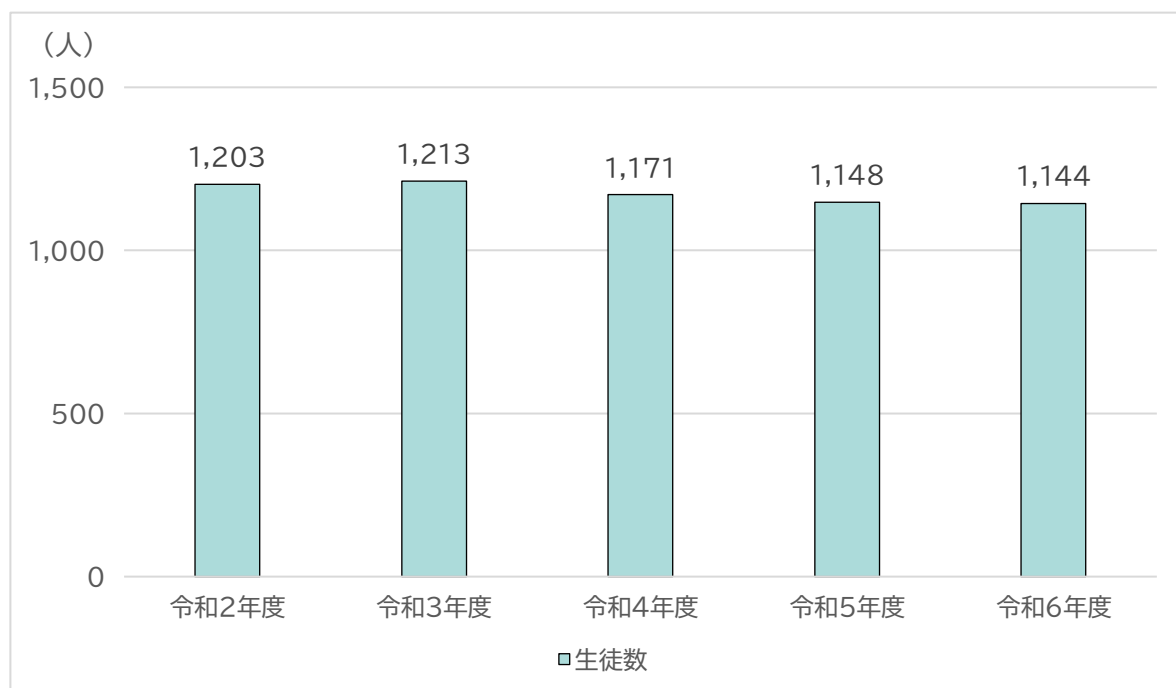
小学校児童数の推移



資料: 学校教育課(各年5月1日現在)

児童数は減少傾向にあります。

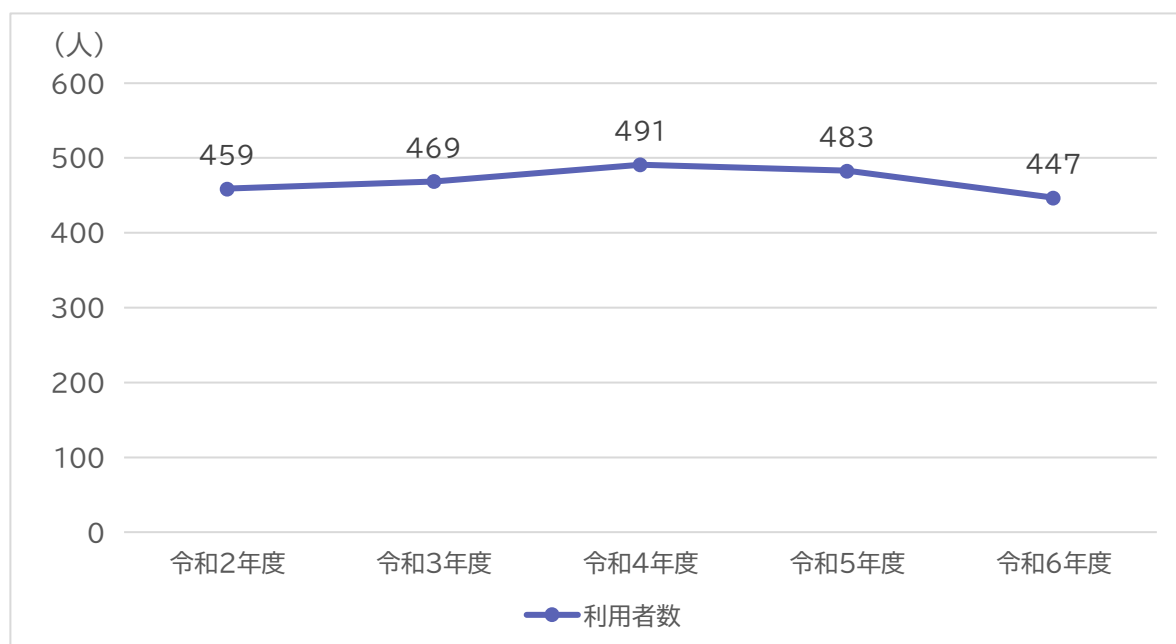
中学校生徒数の推移



資料:学校教育課(各年5月1日現在)

生徒数は、減少傾向にあります。

放課後児童クラブ利用者数の推移



資料:学校教育課(各年5月1日現在)

放課後児童クラブの利用者は、令和2年度から令和6年度までおおむね横ばいとなっています。

第2節 アンケート調査の結果

1. 調査の概要

調査目的

市民の教育・保育・子育てに関する現在の状況や今後の利用希望等を把握し、今後進めていくことにも関する取組の参考や、令和6年度策定予定の「第3次子ども・子育て支援事業計画」「第4次次世代育成支援行動計画」、令和7年度策定予定の「伊豆の国市こども計画(仮称)」で確保を図るべき教育・保育・子育て支援の量の見込みを算出するために実施しました。

調査対象

就学前児童：就学前児童の保護者(1,200人)

就学児童：就学児童の保護者(1,200人)

対象地域

伊豆の国市内全域

調査方法

郵送配布(一部配架配布)・インターネット回答(1件郵送回答)

調査期間

令和6年8月9日～令和6年9月23日

回収状況

	発送数	回収数	回収率	有効回収数	有効回収率
就学前児童	1,200	363	30.3%	363	30.3%
就学児童	1,200	461	38.4%	461	38.4%

報告書を見る際の注意点

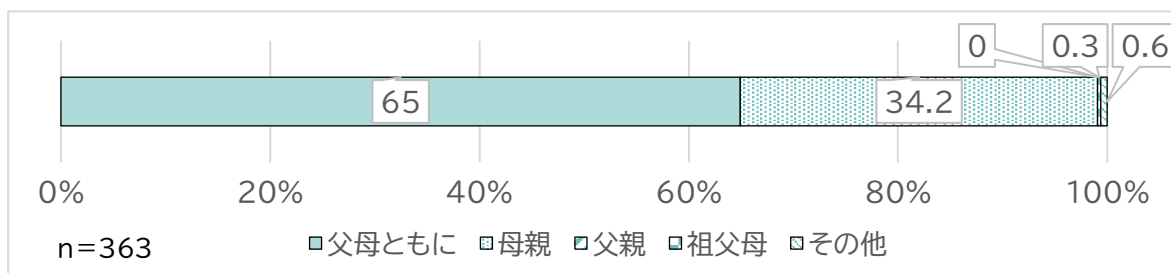
- (1) 基数となるべき実数は調査数nとして記載しています。
- (2) 比率はすべて百分率で表し、小数点以下第2位を四捨五入して算出しています。
そのため、百分率の合計が100%にならないことがあります。
- (3) 複数回答可能な設問の場合、回答比率の合計が100%を超える場合があります。

2. 調査結果

<未就学児童調査結果>

子育てを主に行っている人

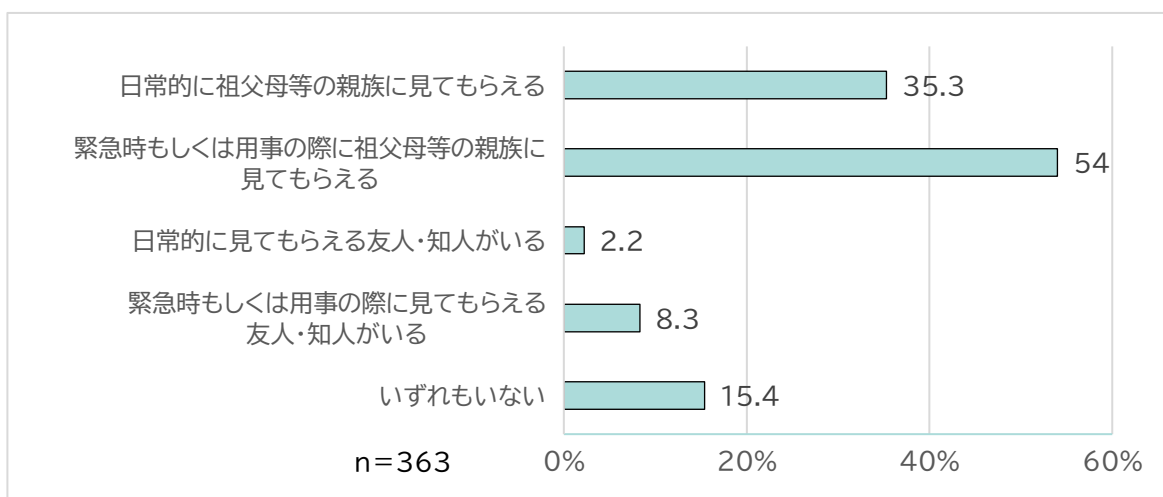
宛名のお子さんの子育て(教育を含む)を主に行っているのはどなたですか。宛名のお子さんからみた関係をお選びください。



子育てを主に行っている人は、「父母ともに」が65.0%と最も多く、次いで「主に母親」が34.2%などとなっています。

日頃子どもを見てもらえる親族・知人の有無

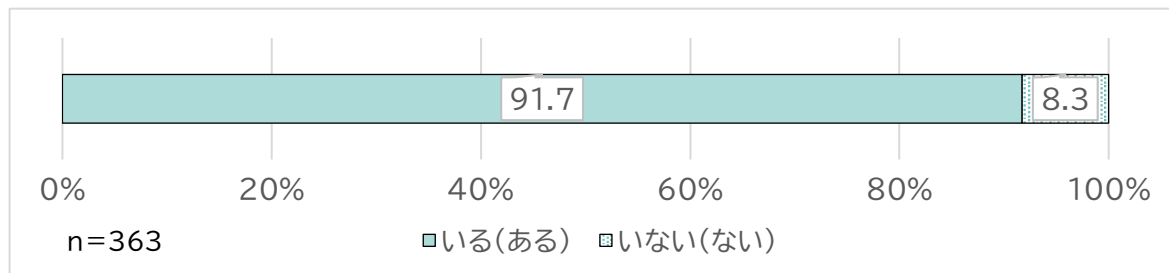
日頃、宛名のお子さんを見てもらえる親族・知人はいますか。当てはまるすべてをお選びください。



日頃子どもを見てもらえる親族・知人の有無は、「緊急時もしくは用事の際に祖父母等の親族に見てもらえる」が54.0%と最も多く、次いで「日常的に祖父母等の親族に見てもらえる」が35.3%、「いずれもない」が15.4%などとなっています。

子育てをするうえで相談できる人の有無

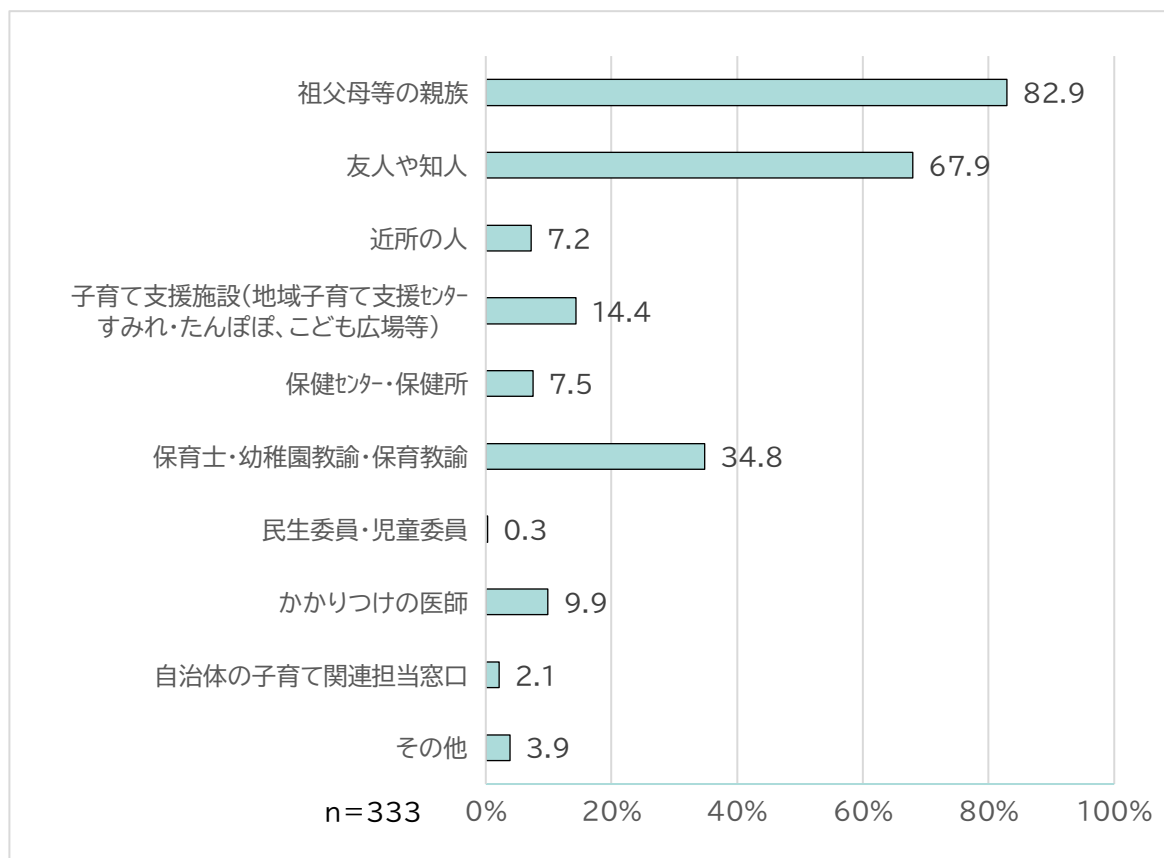
宛名のお子さんの子育て(教育を含む)をするうえで、気軽に相談できる人はいますか。または、相談できる場所がありますか。



子育てをするうえで相談できる人の有無は、「いる(ある)」が91.7%、「いない(ない)」が8.3%となっています。

子育てに関して気軽に相談できる先

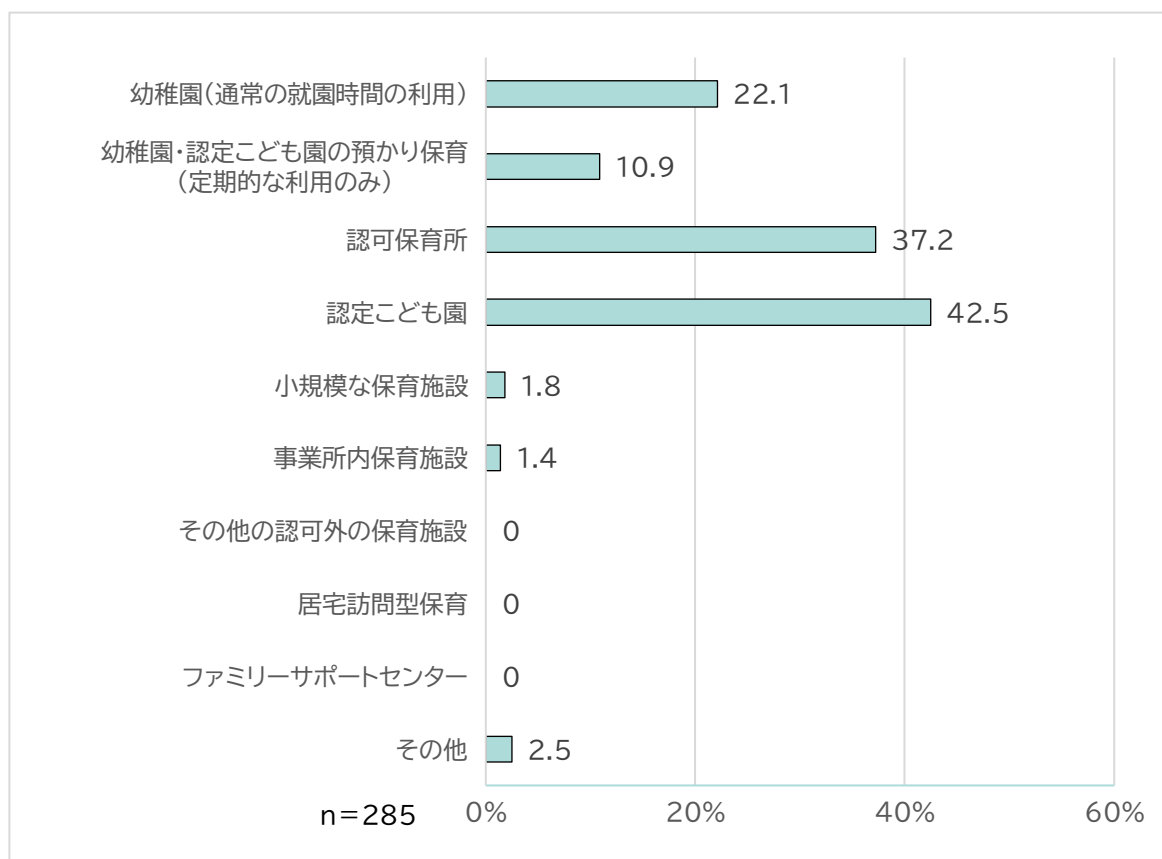
お子さんの子育て(教育を含む)に関して、気軽に相談できる先は、誰(どこ)ですか。当てはまるすべてをお選びください。(気軽に相談できる人(場所)が「いる(ある)」人のみ)



子育てに関して気軽に相談できる先は、「祖父母等の親族」が82.9%と最も多く、次いで「友人や知人」が67.9%、「保育士・幼稚園教諭・保育教諭」が34.8%などとなっています。

定期的に利用している教育・保育事業

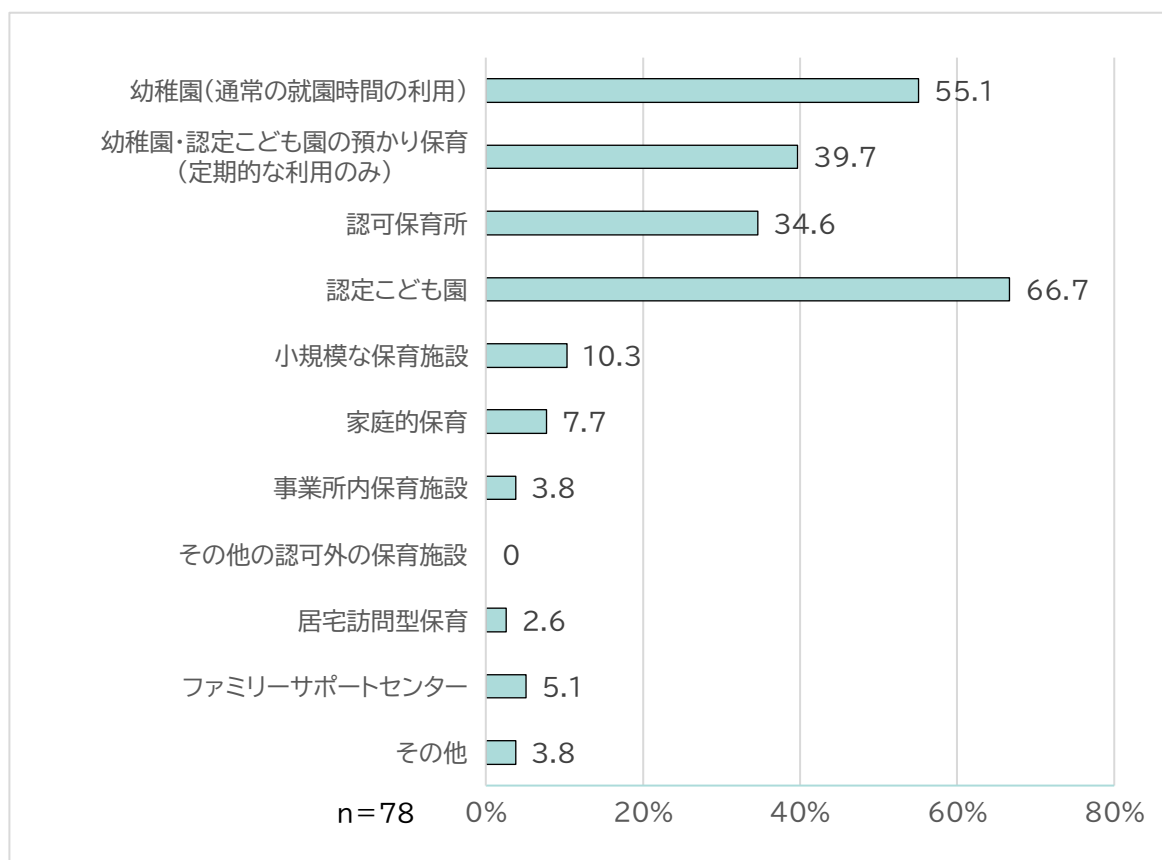
平日にどのような教育・保育の事業を利用していますか。年間を通じて定期的に利用しているすべての事業をお選びください。（「利用している」人のみ）



定期的にご利用している教育・保育事業は、「認定こども園」が42.5%と最も多く、次いで「認可保育所」が37.2%、「幼稚園(通常の就園時間の利用)」が22.1%などとなっています。

定期的に利用したい教育・保育事業

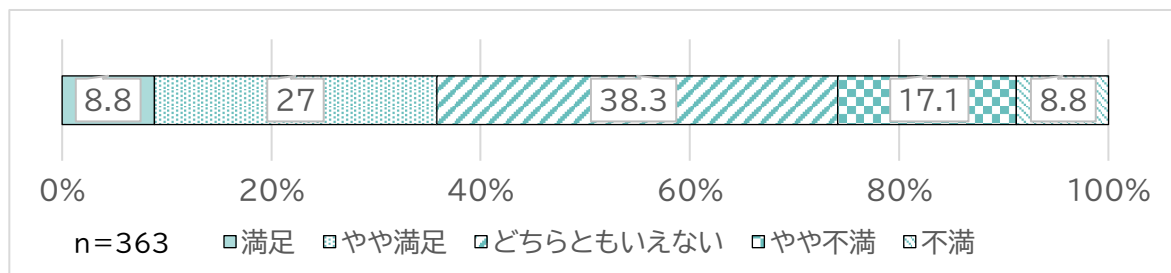
平日にどのような教育・保育の事業を利用したいですか。年間を通して「定期的に」利用したいと考えるすべての事業をお選びください。（「利用していない」人のみ）



定期的に利用したい教育・保育事業は、「認定こども園」が66.7%と最も多く、次いで「幼稚園」が55.1%、「幼稚園・認定こども園の預かり保育(定期的な利用のみ)」が39.7%などとなっています。

地域の子育ての環境や支援への満足度

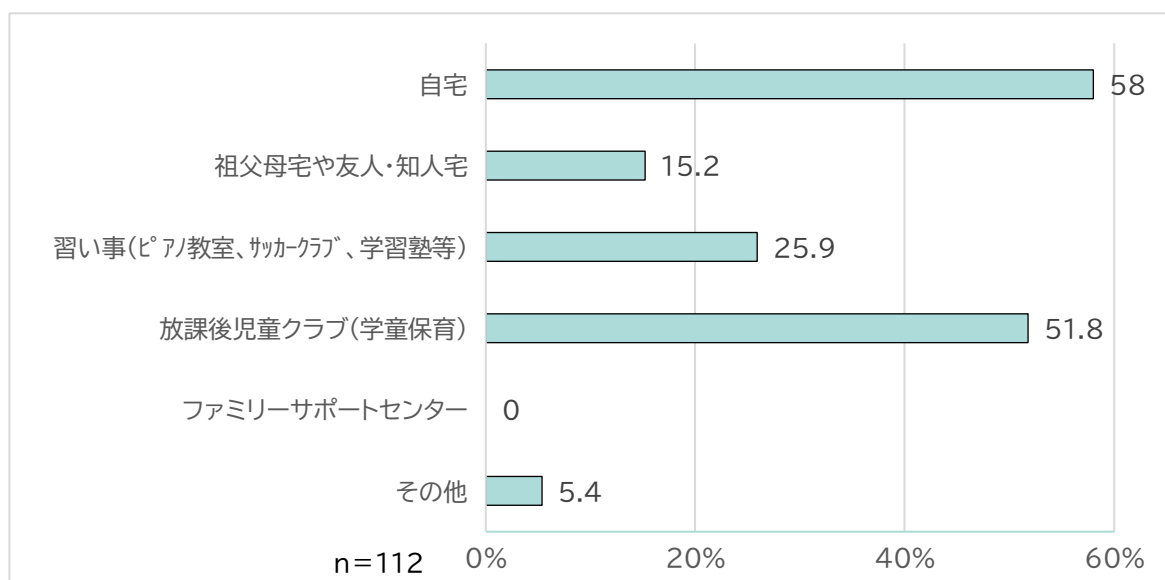
お住まいの地域における子育ての環境や支援への満足度についてどう思いますか。



地域の子育ての環境や支援への満足度は、「どちらともいえない」が38.3%と最も多く、次いで「やや満足」が27.0%、「やや不満」が17.1%などとなっています。

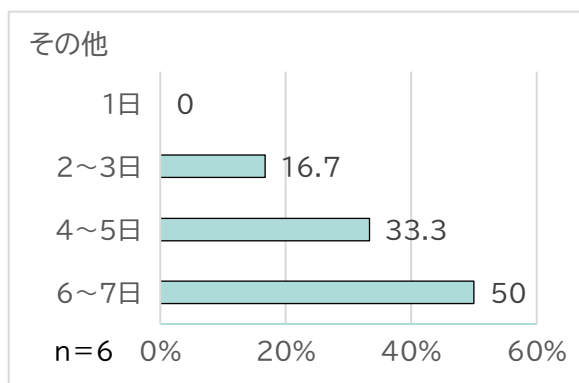
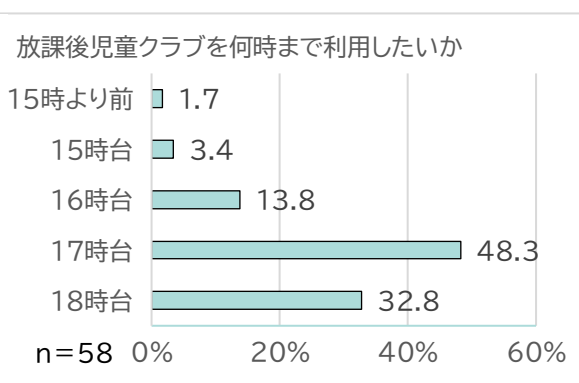
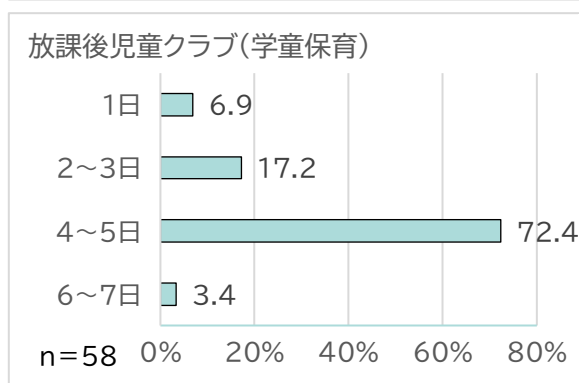
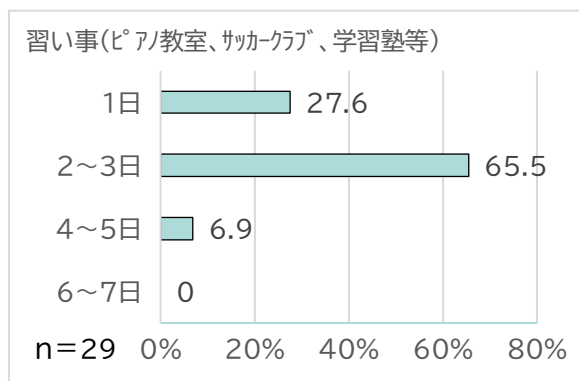
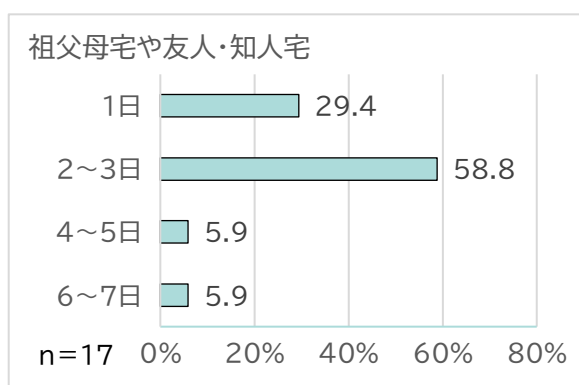
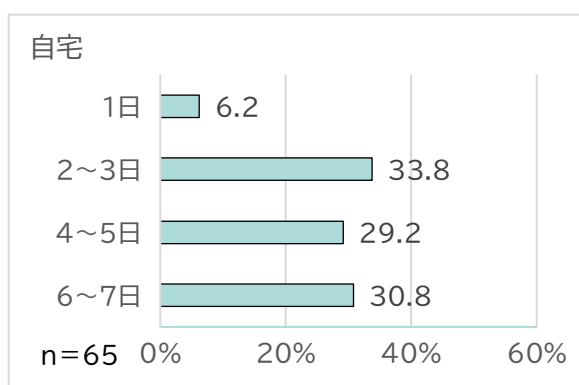
小学校低学年の間に放課後の時間を過ごさせたい場所

宛名のお子さん(5歳以上のみ)について、小学1～3年生のうちは、放課後の時間をどのような場所で過ごさせたいですか。当てはまるすべてをお選びください。



小学校低学年の間に放課後の時間を過ごさせたい場所は、「自宅」が58.0%と最も多く、次いで「放課後児童クラブ(学童保育)」が51.8%、「習い事(ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾等)」が25.9%などとなっています。

項目別の「週当たり過ごさせたい日数」は以下のとおりです。

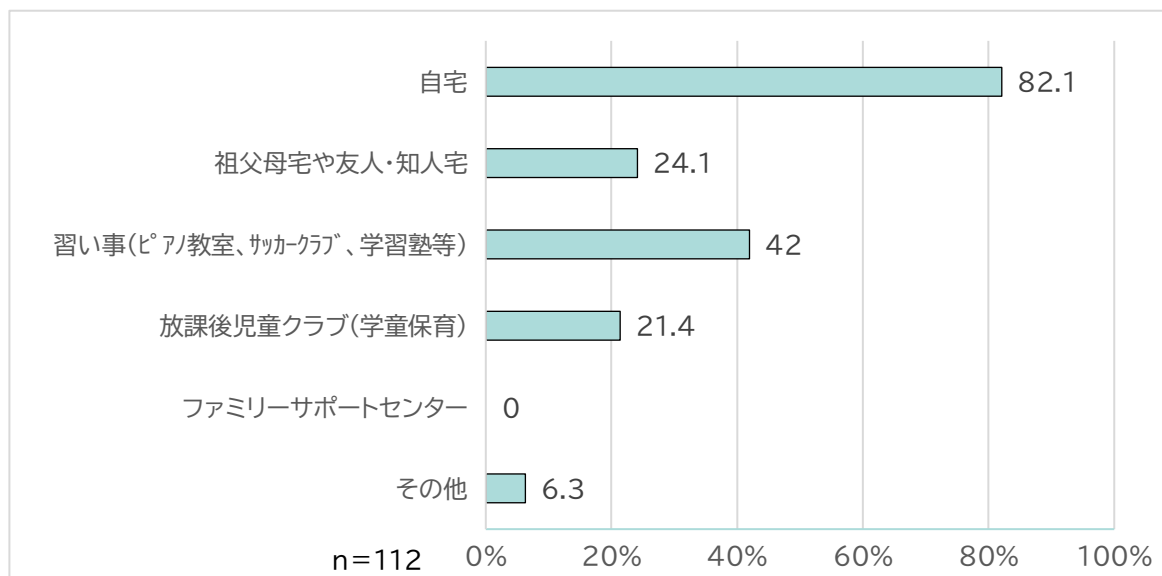


放課後を過ごさせたい場所は、自宅、祖父母宅や友人・知人宅、習い事(ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾等)では「2~3日」が最も多く、放課後児童クラブ(学童保育)では「4~5日」が最も多くなっています。

また、放課後児童クラブ(学童保育)の利用希望時間は「17時台」までが最も多くなっています。

小学校高学年になったら放課後の時間を過ごさせたい場所

宛名のお子さん(5歳以上のみ)について、小学校4～6年生になったら、放課後の時間をどのような場所で過ごさせたいですか。当てはまるすべてをお選びください。



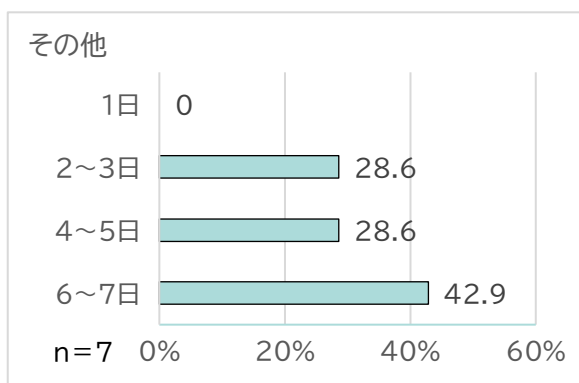
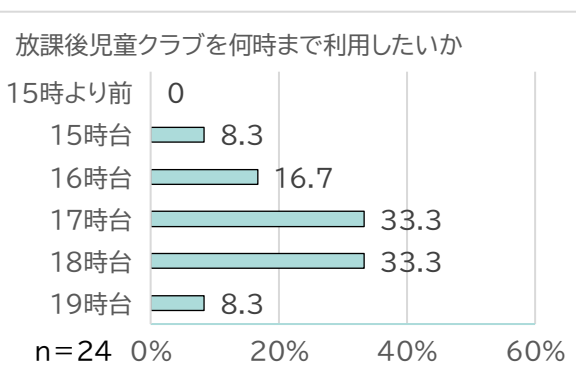
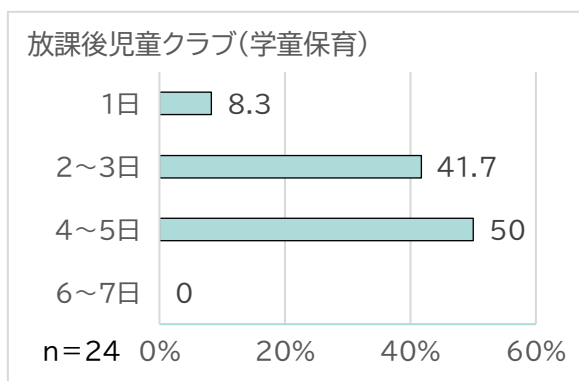
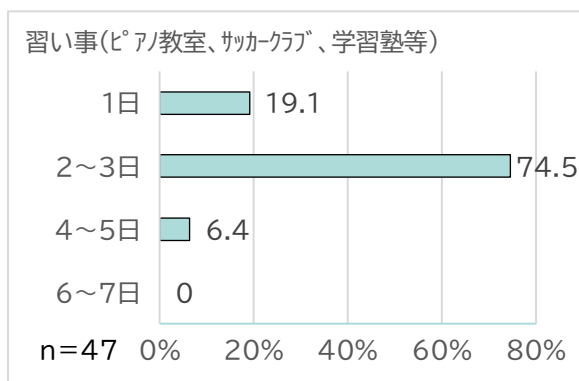
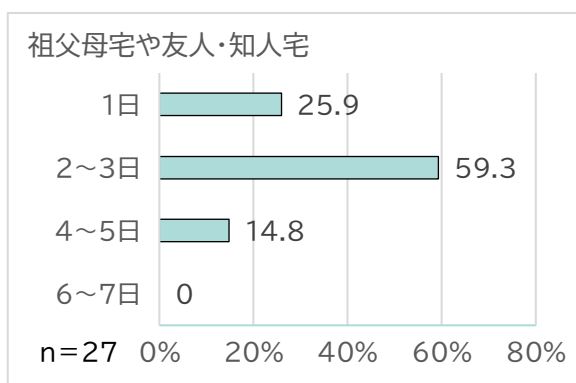
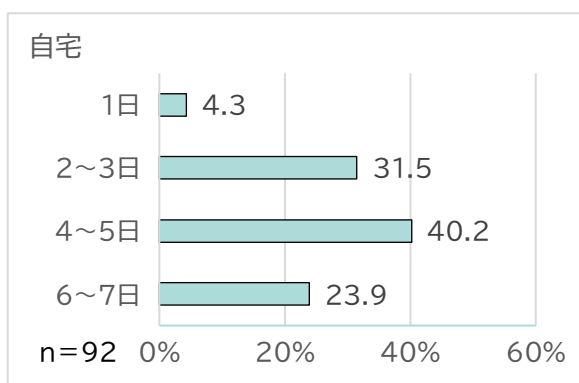
小学校高学年になったら放課後の時間を過ごさせたい場所は、「自宅」が82.1%と最も多く、次いで「習い事(ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾等)」が42.0%、「祖父母宅や友人・知人宅」が24.1%などとなっています。

項目別の「週当たり過ごさせたい日数」は以下のとおりです。

低学年と高学年での違い

放課後の時間を過ごさせたい場所は、低学年、高学年とも「自宅」が最も多い結果となりました。次点の順位としては、低学年は「放課後児童クラブ(学童保育)」であったのに対し、高学年は「習い事(ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾等)」になるなど、学年が上がると習い事で過ごさせたいという人が増えています。

一方、「祖父母宅や友人・知人宅」については、低学年で15.2%、高学年で24.1%と、学年が上がると祖父母宅や友人・知人宅で過ごさせたいと考える人が増えています。



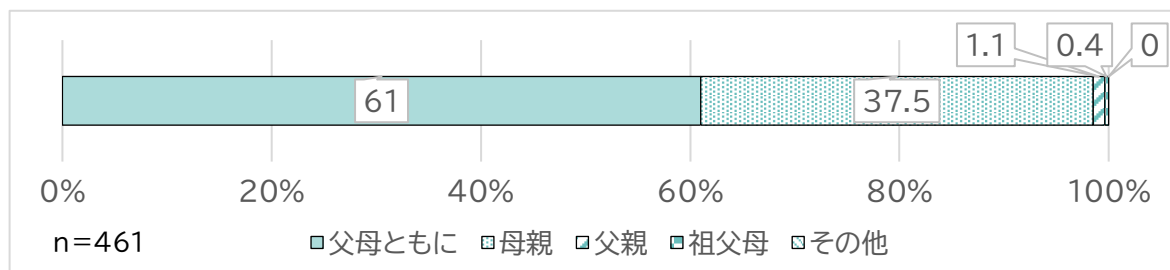
放課後を過ごさせたい場所は、自宅、放課後児童クラブ(学童保育)では「4~5日」が最も多く、祖父母宅や友人・知人宅、習い事(ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾等)では「2~3日」が最も多くなっています。

また、放課後児童クラブ(学童保育)の利用希望時間は「17時台」まで、及び「18時台」までが最も多くなっています。

＜就学児童調査結果＞

子育てを主に行っている人

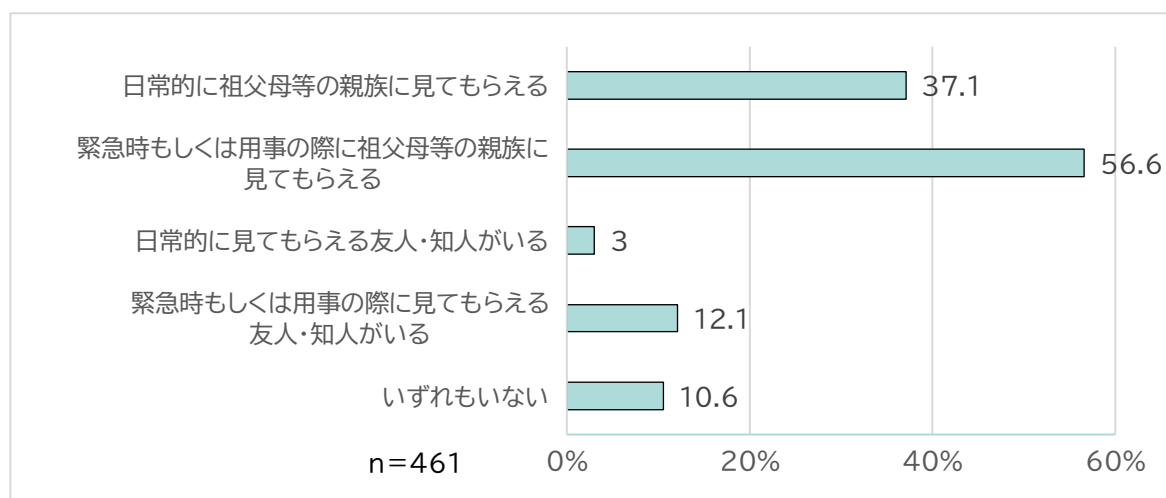
宛名のお子さんの子育て(教育を含む)を主に行っているのはどなたですか。宛名のお子さんからみた関係をお選びください。



子育てを主に行っている人は、「父母ともに」が61.0%と最も多く、次いで「主に母親」が37.5%、「主に父親」が1.1%などとなっています。

日頃子どもを見てもらえる親族・知人の有無

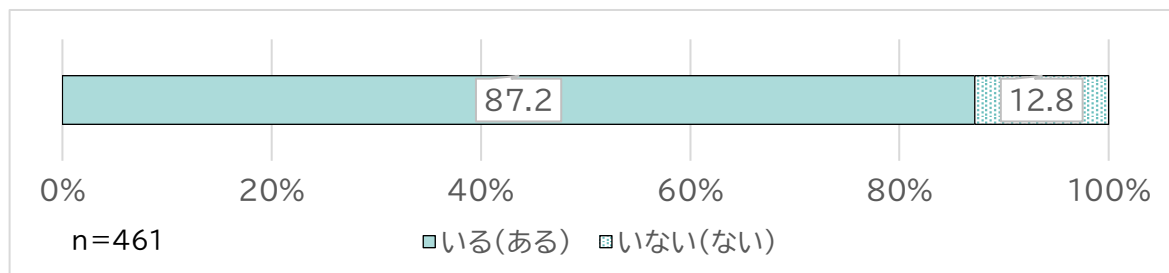
日頃、宛名のお子さんを見てもらえる親族・知人はいますか。当てはまるすべてをお選びください。



日頃子どもを見てもらえる親族・知人の有無は、「緊急時もしくは用事の際に祖父母等の親族に見てもらえる」が56.6%と最も多く、次いで「日常的に祖父母等の親族に見てもらえる」が37.1%、「緊急時もしくは用事の際に見てもらえる友人・知人がいる」が12.1%などとなっています。

子育てをするうえで相談できる人の有無

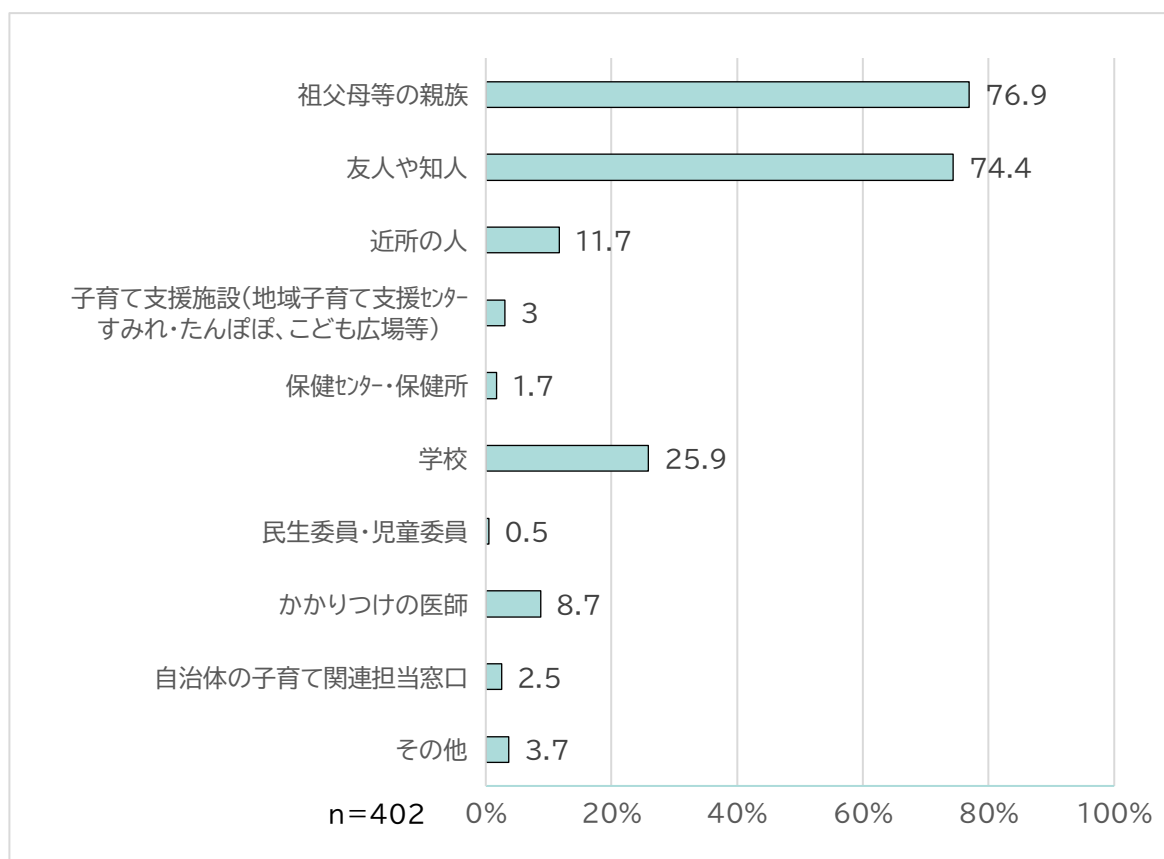
宛名のお子さんの子育て(教育を含む)をするうえで、気軽に相談できる人はいいますか。または、相談できる場所がありますか。



子育てをするうえで相談できる人の有無は、「いる(ある)」が87.2%、「いない(ない)」が12.8%となっています。

子育てに関して気軽に相談できる先

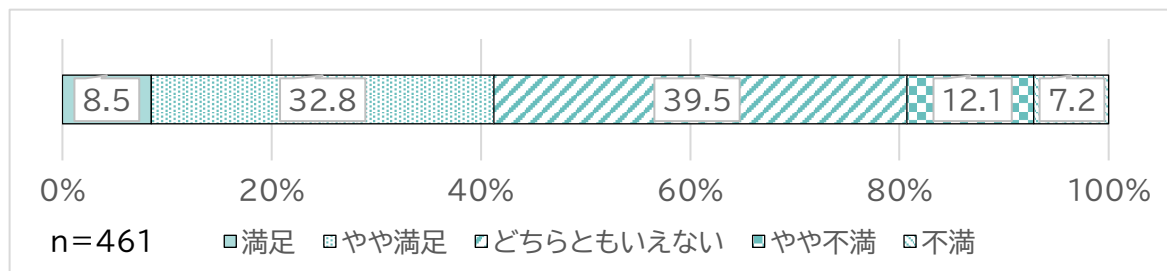
お子さんの子育て(教育を含む)に関して、気軽に相談できる先は、誰(どこ)ですか。当てはまるすべてをお選びください。(気軽の相談できる人(場所)が「いる(ある)」人のみ)



子育てに関して気軽に相談できる先は、「祖父母等の親族」が76.9%と最も多く、次いで「友人や知人」が74.4%、「学校」が25.9%などとなっています。

地域の子育ての環境や支援への満足度

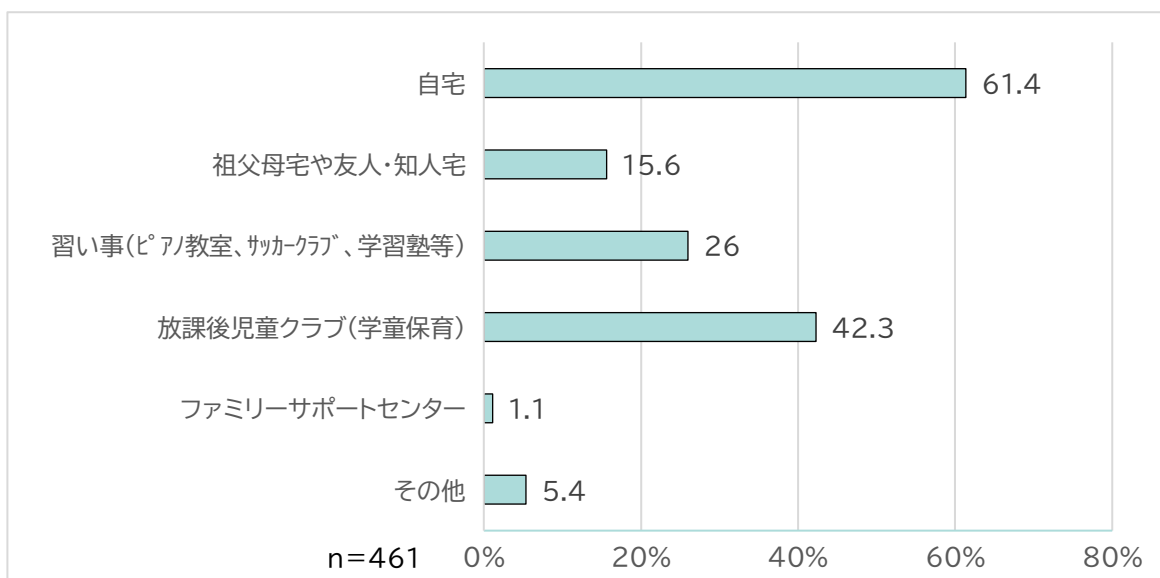
お住まいの地域における子育ての環境や支援への満足度についてどう思いますか。



地域の子育ての環境や支援への満足度は、「どちらともいえない」が39.5%と最も多く、次いで「やや満足」が32.8%、「やや不満」が12.1%などとなっています。

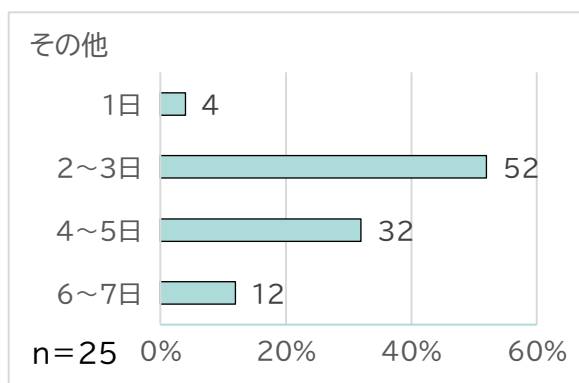
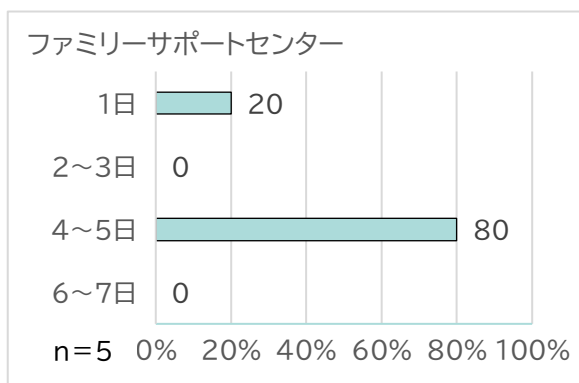
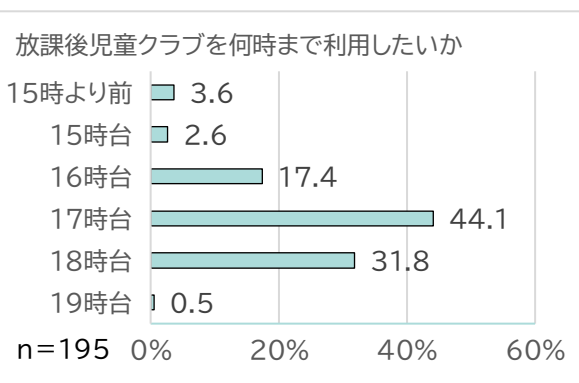
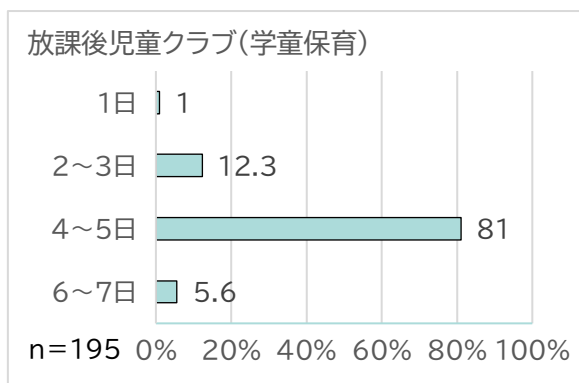
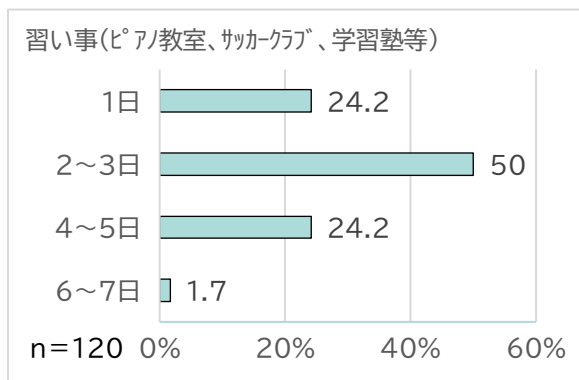
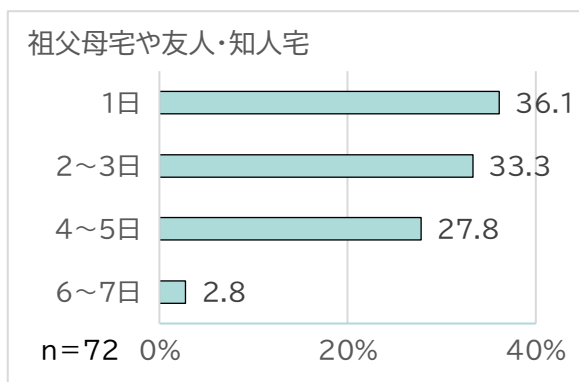
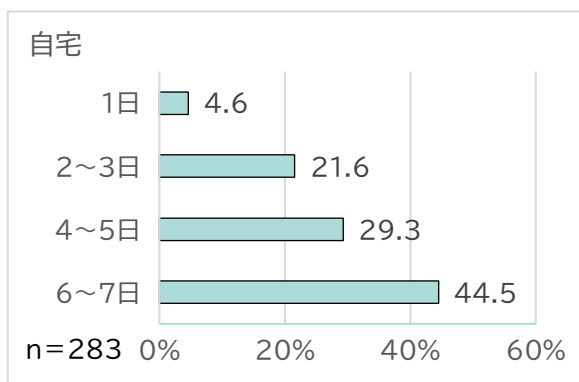
小学校低学年の間に放課後の時間を過ごさせたい場所

宛名のお子さんについて、小学校1～3年生のうちは、放課後の時間をどのような場所で過ごさせたいですか。(過ごさせていましたか。)当てはまるすべてをお選びください。



小学校低学年の間に放課後の時間を過ごさせたい場所は、「自宅」が61.4%と最も多く、次いで「放課後児童クラブ（学童保育）」が42.3%、「習い事(ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾等)」が26.0%などとなっています。

項目別の「週当たり過ごさせたい(過ごさせていた)日数」は以下のとおりです。

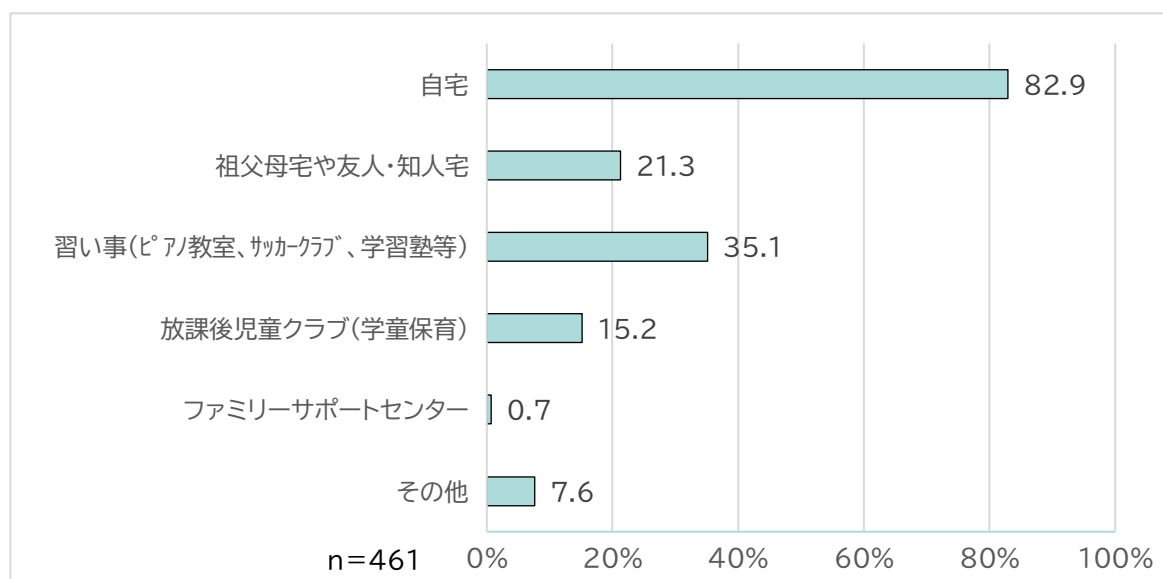


放課後を過ごさせたい場所は、自宅では「6～7日」が最も多く、習い事(ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾等)では「2～3日」が最も多く、放課後児童クラブ(学童保育)では「4～5日」が最も多くなっています。

また、放課後児童クラブ(学童保育)の利用希望時間は「17時台」までが最も多くなっています。

小学校高学年になったら放課後の時間を過ごさせたい場所

宛名のお子さんについて、小学校4～6年生になったら、放課後の時間をどのような場所で過ごさせたいですか。(過ごさせていますか。)当てはまるすべてをお選びください。



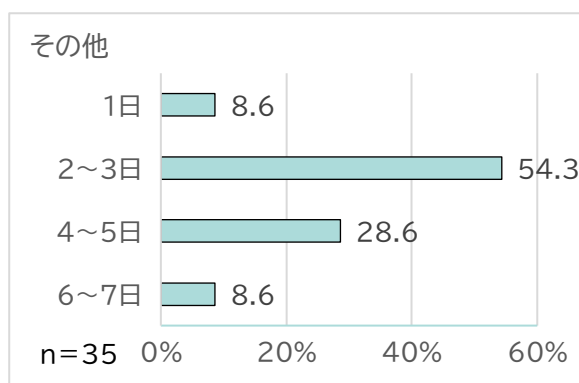
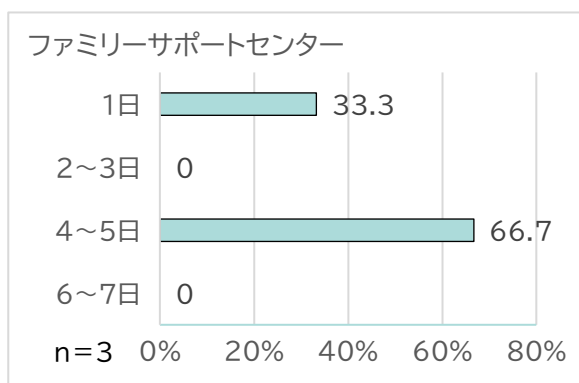
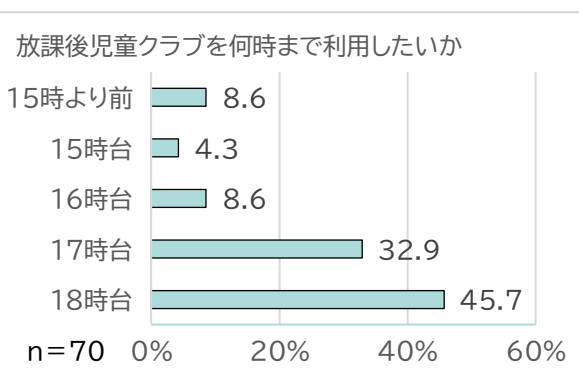
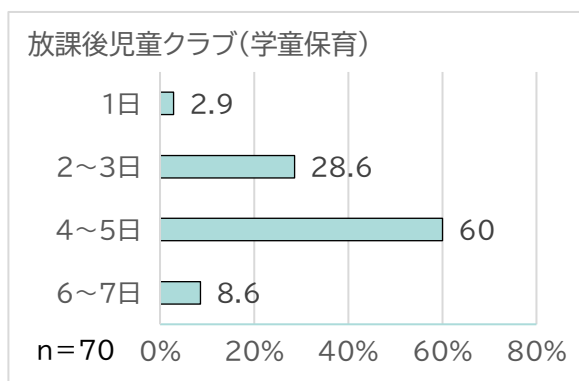
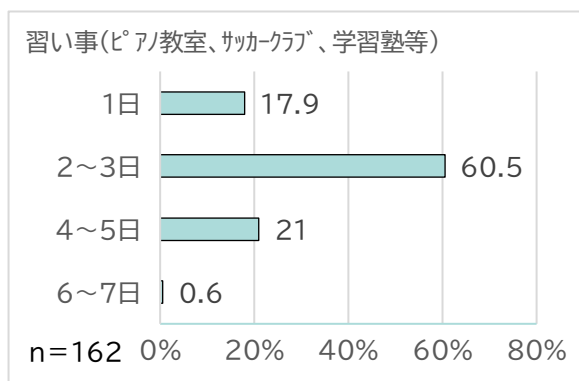
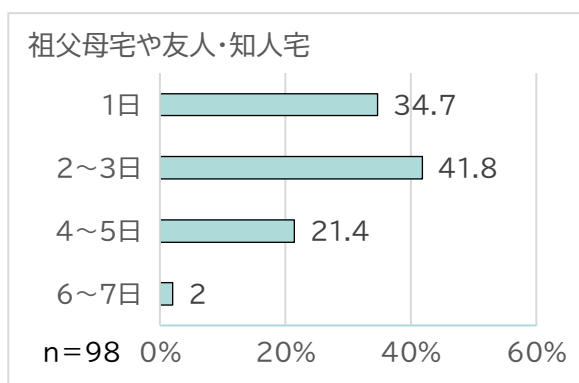
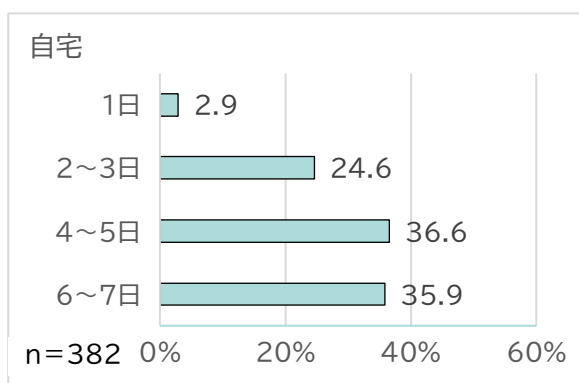
小学校高学年になったら放課後の時間を過ごさせたい場所は、「自宅」が82.9%と最も多く、次いで「習い事(ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾等)」が35.1%、「祖父母宅や友人・知人宅」が21.3%などとなっています。

項目別の「週当たり過ごさせたい(過ごさせている)日数」は以下のとおりです。

低学年と高学年での違い

放課後の時間を過ごさせたい場所は、低学年、高学年とも「自宅」が最も多い結果となりました。次点の順位としては、低学年は「放課後児童クラブ(学童保育)」であったのに対し、高学年は「習い事(ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾等)」になるなど、学年が上がると習い事をさせたいという人が増えています。

一方、「祖父母宅や友人・知人宅」については、低学年で15.6%、高学年で21.3%と、学年が上がると祖父母宅や友人・知人宅で過ごさせたい人が増えています。

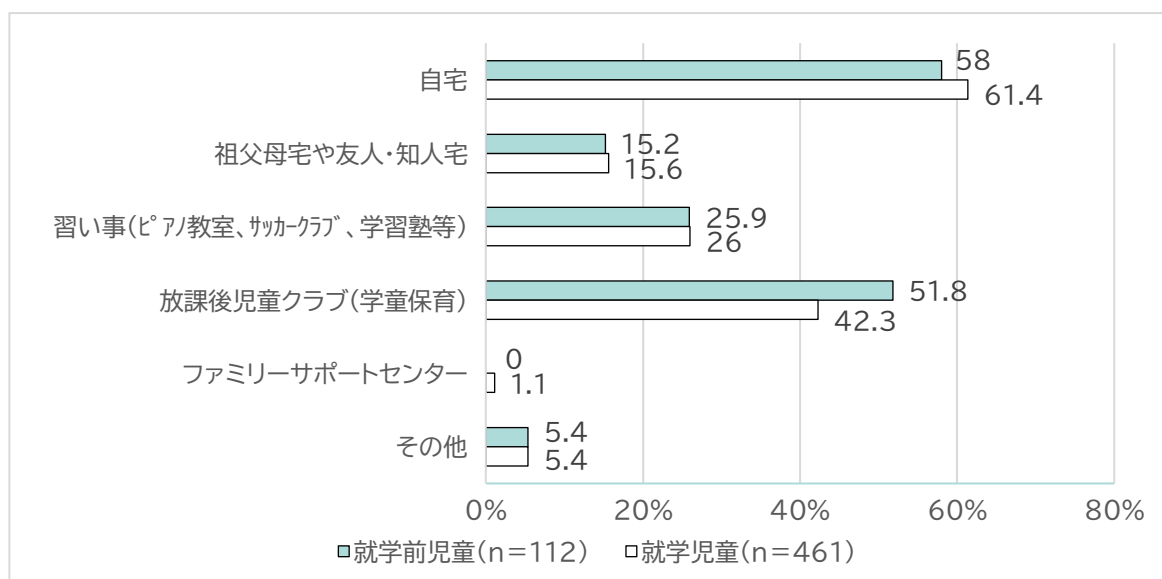


放課後を過ごさせたい場所は、自宅、放課後児童クラブ(学童保育)、ファミリーサポートセンターでは「4～5日」が最も多く、祖父母宅や友人・知人宅、習い事(ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾等)では「2～3日」が最も多くなっています。

また、放課後児童クラブ(学童保育)の利用希望時間は「18時台」までが最も多くなっています。

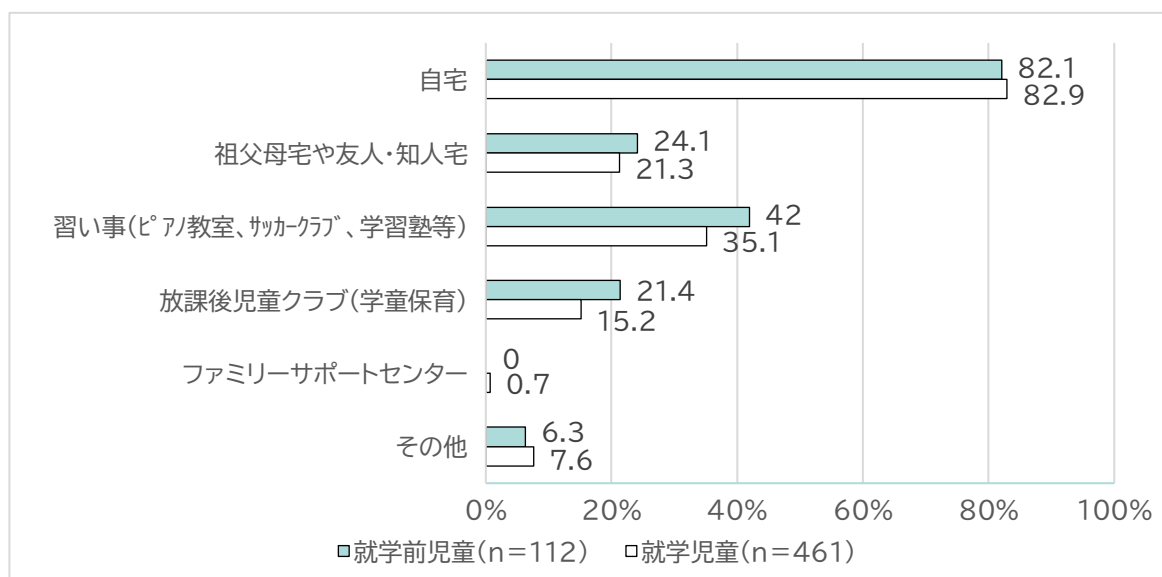
＜未就学児・就学児童調査比較＞

小学校低学年の間に放課後の時間を過ごさせたい場所



小学校低学年の間に放課後の時間を過ごさせたい場所について、就学児童は就学前児童よりも「自宅」が3.4ポイント多くなっています。また、「放課後児童クラブ(学童保育)」では9.5ポイント少なくなっています。

小学校高学年になったら放課後の時間を過ごさせたい場所



小学校高学年の間に放課後の時間を過ごさせたい場所について、就学児童は就学前児童よりも「自宅」が0.8ポイント多くなっています。一方、「祖父母宅や友人・知人宅」が2.8ポイント、「習い事(ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾等)」が6.9ポイント、「放課後児童クラブ(学童保育)」が6.2ポイント、それぞれ少なくなっています。

基本構想

第1章 基本目標

1 基本理念

「子ども・子育て関連3法」の制定により、わが国では、平成27年4月より「子ども・子育て支援新制度」へと移行し、子どもを産み育てやすい社会の実現を目指し、市町村は地域ニーズに基づき、幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供を図ることが求められてきました。

【国の基本指針における現行計画のポイント】

- ◆「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指す
- ◆一人ひとりの子どもの健やかな育ちを等しく保障する
- ◆保護者に寄り添い、保護者が自己肯定感を持って子どもと向き合える環境を整える
- ◆幼児教育・保育、地域における多様な子ども・子育て支援の量的拡充と質的改善を図る
- ◆各々が協働し、それぞれの役割を果たす

第3次策定にあたり、国は近年の子どもや子育ての環境を踏まえ、新たな指針を追加しています。

【国の第3次計画に関する新たな指針のポイント】

- ◆訪問支援等を行う家庭支援事業の充実
- ◆こども家庭センター及び地域子育て相談機関の整備や連携に努める
- ◆児童虐待防止対策の充実と子どもの権利擁護に向けた必要な環境の整備

伊豆の国市の状況

伊豆の国市では第2次総合計画で、以下のように子ども支援、子育て支援施策を盛り込んでいます。

まちづくりの基本方針4 歴史に学び、未来を拓く^{ひら} 伊豆の国市

施策の大綱

- 歴史・文化・芸術を生かしたひとづくり・まちづくりの推進
- 次代を拓く^{ひら}教育と研究の推進

まちづくりの基本方針5 子育ても人生も楽しい 伊豆の国市

施策の大綱

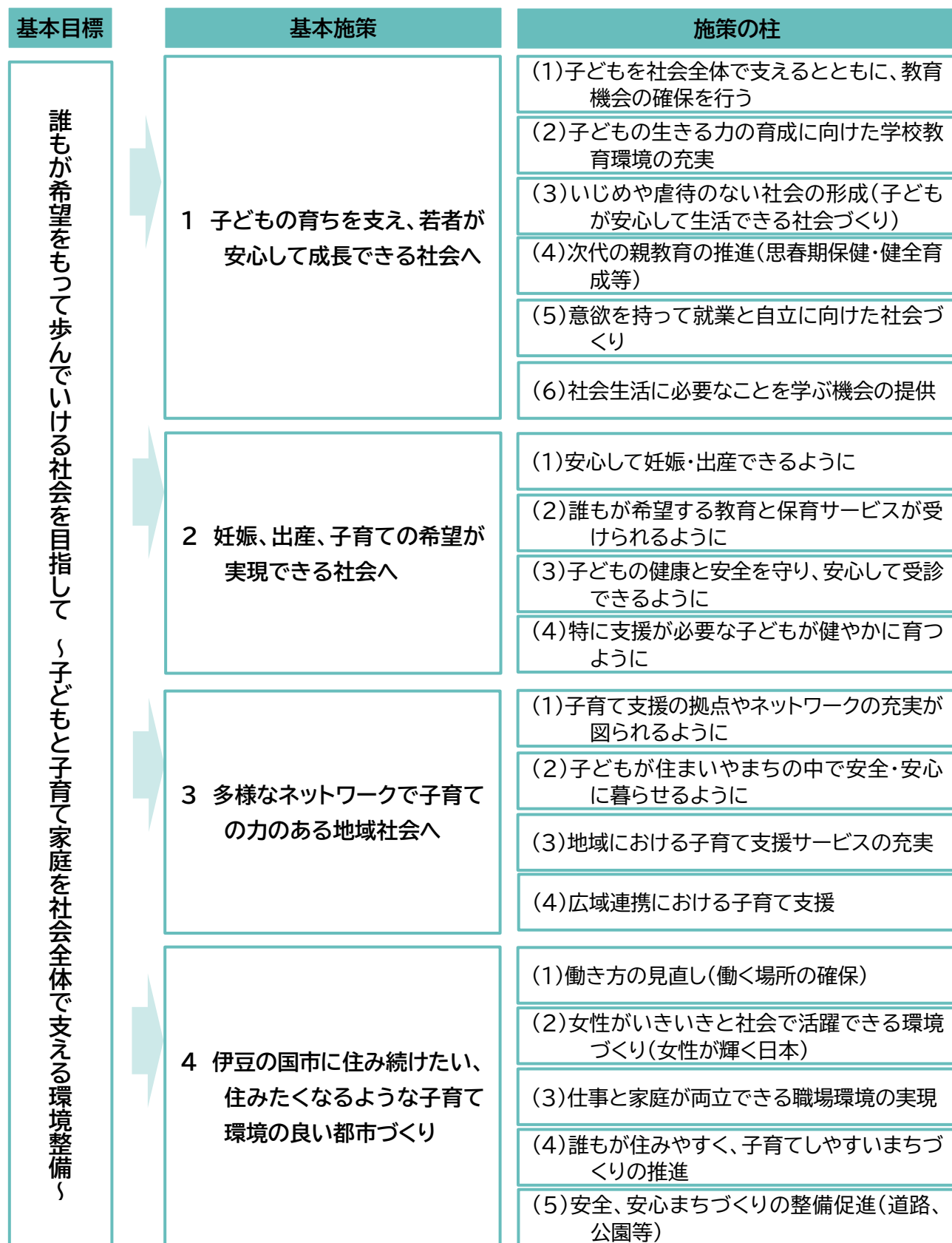
- 結婚・出産の支援
- 子育て環境の充実
- 誰もが安心して暮らしていける地域社会の実現

そこで、本計画は、従来の子どもの最善の利益の実現、自助・共助・公助に基づく地域全体で子ども・子育て家庭を支える社会の構築を目指すという理念を踏まえつつ、更なる子ども・子育ての進展を目指すという、前計画の基本理念を継承します。

誰もが希望をもって歩んでいける社会を目指して
～子どもと子育て家庭を社会全体で支える環境整備～

第2章 施策の大綱

施策体系図



1 子どもの育ちを支え、若者が安心して成長できる社会へ

(1)子どもを社会全体で支えるとともに、教育機会の確保を行う	担当課	頁
1 子ども会活動の支援とジュニアリーダーの増員	生涯学習課	40
2 子どもの学習・多様な体験を提供する団体の支援	生涯学習課	40
3 地域活動への参加機会の確保	学校教育課	40
4 地域における子どもの多様な経験の確保	生涯学習課	40
5 公民館建替等の支援	協働まちづくり課	40
6 児童手当の支給	こども家庭センター	40
7 奨学金・貸付金制度等の周知	こども家庭センター	40
(2)子どもの生きる力の育成に向けた学校教育環境の充実		
1 学校教育の発達の状態に応じた支援	学校教育課	41
2 教員の資質向上の推進	学校教育課	41
3 主体的で対話的な深い学びの場づくり	学校教育課	41
4 幼稚園、保育園、認定こども園での多様な経験の場の確保	幼児教育課	41
5 地域から学ぶ機会の確保	学校教育課	41
	幼児教育課	41
(3)いじめや虐待のない社会の形成(子どもが安心して生活できる社会づくり)		
1 いじめ対策・予防体制の確保	学校教育課	42
2 虐待対策・予防体制の確保	幼児教育課	42
	学校教育課	42
	健康づくり課	43
	こども家庭センター	43
3 子どもの抱える課題への対応	学校教育課	43
	こども家庭センター	43
4 療育等が必要な子どもの状況の把握	幼児教育課	44
	障がい福祉課	44

1 子どもの育ちを支え、若者が安心して成長できる社会へ

(4)次代の親教育の推進(思春期保健・健全育成等)	担当課	頁
1 薬物・妊娠期の喫煙についての啓発	学校教育課	44
2 幼児の発達段階に関する教育	学校教育課	44
(5)意欲を持って就業と自立に向けた社会づくり		
1 障がい者雇用の促進	障がい福祉課	44
2 小中学生のキャリア教育の推進	学校教育課	44
3 幼稚園、保育園、認定こども園における中高生の就業体験学習の受け入れの拡充	幼児教育課	44
(6)社会生活に必要なことを学ぶ機会の提供		
1 道徳教育	学校教育課	45
2 小中学生のキャリア教育の推進【再掲】	学校教育課	45
3 多文化共生の理解の推進	学校教育課	45

2 妊娠、出産、子育ての希望が実現できる社会へ

(1)安心して妊娠・出産できるように	担当課	頁
1 妊婦への喫煙・受動喫煙の影響についての啓発	健康づくり課	46
2 パパママ学級の運営	健康づくり課	46
3 不妊治療助成	健康づくり課	46
4 妊産婦健康診査・新生児聴覚スクリーニング検査の実施	健康づくり課	46
5 産後ケア事業	健康づくり課	46
(2)誰もが希望する教育と保育サービスが受けられるように		
1 教育・保育の公開	幼児教育課	47
	学校教育課	47
2 教育・保育の充実	幼児教育課	47
3 病児・病後児の対応	幼児教育課	47
(3)子どもの健康と安全を守り、安心して受診できるように		
1 救急医療体制の充実	健康づくり課	48
2 こども医療費助成	こども家庭センター	48
3 健診・予防接種の実施	健康づくり課	48
4 こどもインフルエンザ費用助成	健康づくり課	48
5 各種訪問・相談事業による子どもと保護者の状況把握	健康づくり課	48
6 子どもの疾患に関する情報提供	健康づくり課	48
7 子どもの歯の健康増進	健康づくり課	48
8 禁煙の促進・受動喫煙の予防	健康づくり課	49
9 こども家庭センター(母子保健部分)の運営	健康づくり課	49
10 食育の実施	健康づくり課	49
	学校教育課	49
	幼児教育課	49
11 家庭児童相談員による相談支援	こども家庭センター	49

2 妊娠、出産、子育ての希望が実現できる社会へ

(4)特に支援が必要な子どもが健やかに育つように	担当課	頁
1 子育てに関する課題を抱える家庭の早期発見・早期対応	健康づくり課	50
2 支援が必要な児童及び児童の保護者に対する事業の実施	障がい福祉課	50
3 多様な子どもたちに対する幼稚園、保育園、認定こども園の適応	幼児教育課	50
4 適応指導教室の充実	学校教育課	50
5 障がいのある児への対応	健康づくり課	50
	障がい福祉課	50
6 療育支援事業の充実	障がい福祉課	51
	健康づくり課	51
	こども家庭センター	51
	幼児教育課	51
7 ひとり親家庭の支援	こども家庭センター	51
8 就学援助	学校教育課	51
9 市営住宅の確保	管財営繕課	51
10 子どもの貧困対策	社会福祉協議会	51
	社会福祉課	51
11 ブックスタート事業	生涯学習課(図書館)	51

3 多様なネットワークで子育ての力のある地域社会へ

(1)子育て支援の拠点やネットワークの充実が図られるように	担当課	頁
1 地域子育て支援センターの運営	こども家庭センター	52
2 こども広場の運営	こども家庭センター	52
3 こあら隊の運営	生涯学習課	52
4 子育てサポーター養成講座の開催	こども家庭センター	52
5 子育て支援サービスの情報発信の強化	健康づくり課	52
6 子育て世代の集まる場づくり	健康づくり課	52
	こども家庭センター	52
	社会福祉協議会	52
7 放課後児童クラブの運営	学校教育課	52
8 ファミリー・サポート・センターの運営	こども家庭センター	52
(2)子どもが住まいやまちの中で安全・安心に暮らせるように		
1 虐待の早期発見・早期対応体制の確保	こども家庭センター	53
2 交通安全のための啓発	危機管理課	53
	学校教育課	53
3 子育て支援サービスの情報発信の強化	健康づくり課	53
4 子ども110番の更新作業	市PTA連絡協議会	53
5 子どもへの声かけ、安全確保のための見守り	生涯学習課	53
6 迅速な避難体制と子どもの保護	危機管理課	53
7 障害の早期発見・早期対応体制の確立	健康づくり課	53
8 母子に対する虐待・ストーカーからの保護	こども家庭センター	53
9 公園整備の実施	都市計画課	54

3 多様なネットワークで子育ての力のある地域社会へ

(3)地域における子育て支援サービスの充実	担当課	頁
1 高齢者との交流の機会づくり	幼児教育課	55
2 市民による公園利用の促進	都市計画課	55
3 子ども向け事業の充実	障がい福祉課	55
4 自治力向上のための対話の場づくり	協働まちづくり課	55
5 多世代交流の推進	障がい福祉課	55
	幼児教育課	55
6 家庭児童相談員による相談支援【再掲】	こども家庭センター	55
(4)広域連携における子育て支援		
1 広域での教育・保育の充実	幼児教育課	55
2 広域での子ども・子育て支援事業の充実	こども家庭センター	55

4 伊豆の国市に住み続けたい、住みたくくなるような子育て環境の良い都市づくり

(1)働き方の見直し(働く場所の確保)	担当課	頁
1 「育児・介護休業法」の周知・啓発	商工課	56
2 事業所内保育の推奨・支援	幼児教育課	56
3 就職活動支援・就労意欲維持支援	商工課	56
4 創業支援	商工課	56
(2)女性がいいきと社会で活躍できる環境づくり(女性が輝く日本)		
1 男性の子育て参加意識の醸成	健康づくり課	56
	学校教育課	56
	こども家庭センター	56
2 「育児・介護休業法」の周知・啓発【再掲】	商工課	56
(3)仕事と家庭が両立できる職場環境の実現		
1 子育て夫婦に対する柔軟な企業理解の推進	商工課	57
2 働きながら子育てできる環境づくり	商工課	57
3 教職員の地域活動参加の機会確保	学校教育課	57
4 保育士や幼稚園教諭の地域活動参加の機会確保	幼児教育課	57
(4)誰もが住みやすく、子育てしやすいまちづくりの推進		
1 子育て支援サービスの情報発信の強化	こども家庭センター	57
	企画課	57
(5)安全、安心まちづくりの整備促進(道路、公園等)		
1 公園整備の検討	都市計画課	57
2 子育てしやすいまちづくりの推進	都市計画課	58
3 防犯灯・街路灯の整備	危機管理課	58
	商工課	58
4 通学・通園路等の安全対策	建設課	58
5 子どもへの声かけ、安全確保のための見守り【再掲】	生涯学習課	58

第3章 区域（圏域）の設定

本市は平成17年4月に合併して伊豆の国市として誕生して以来、一体的に行政活動を行ってきました。この経緯を踏まえ、子ども・子育て支援についても市全体を1つの区域として取り組んでいきます。

基本計画

第1章 子どもの育ちを支え、若者が安心して成長できる社会へ

第1節 子どもを社会全体で支えるとともに、教育機会の確保を行う

No	個別施策	取組内容	担当課
1	子ども会活動の支援とジュニアリーダーの増員	◆ 子ども会連合会の活動を維持するための支援を行う ◆ 子ども会を卒業した中高生が、ジュニアリーダーとして活躍できる育成・支援を行う ◆ ふるさと学級の最上級生や卒業生が、ジュニアリーダーに興味を持つような周知を行う ◆ 多世代が子ども会活動を支援できるように情報提供を強化する	生涯学習課
2	子どもの学習・多様な体験を提供する団体の支援	◆ 青少年活動推進委員会が実施する研修会の支援	生涯学習課
3	地域活動への参加機会の確保	◆ 保幼小中の主任、教務、主幹教諭の連絡会にて行事等の調整	学校教育課
4	地域における子どもの多様な経験の確保	◆ 家庭、学校、地域の協働による学校生活では体験できないような事業の実施(あいキッズ) ◆ NPO法人などの関係団体との連携の強化	生涯学習課
5	公民館建替等の支援	◆ 公民館の耐震化や修繕等への補助金交付 ◆ コミュニティ施設の改修・備品購入等の支援	協働まちづくり課
6	児童手当の支給	◆ 子どもを産み、育てやすいよう、国が定める規定に基づき、児童手当の支給の実施	こども家庭センター
7	奨学金・貸付金制度等の周知	◆ 広報いずのくに掲載や児童扶養手当現況届時における制度の周知	こども家庭センター

第2節 子どもの生きる力の育成に向けた学校教育環境の充実

No	個別施策	取組内容	担当課
1	学校教育の発達の状態に応じた支援	◆ 学習生活支援員・特別支援学級支援員の適正配置 ◆ 通級指導教室の実施	学校教育課
2	教員の資質向上の推進	◆ 研修会・連絡会の開催	学校教育課
3	主体的で対話的な深い学びの場づくり	◆ 教員の資質向上及びICT環境の整備・活用 ◆ 子どもたちが主体的に考え、行動し、対話的に学ぶ授業の実施	学校教育課
4	幼稚園、保育園、認定こども園での多様な経験の場の確保	◆ 幼稚園、保育園、認定こども園での生き物の飼育を通して責任感や命の尊さを学ぶ ◆ 園児とシニアクラブ会員との世代間交流の推進	幼児教育課
5	地域から学ぶ機会の確保	◆ 地域の歴史・自然環境・地場産業体験の実施 ◆ 小学校3・4年生向け社会科副読本「私たちの伊豆の国市」の有効活用 ◆ コミュニティスクールの設置・運営 ◆ 地域人材を活用した体験授業の実施	学校教育課
		◆ 地域への園行事参加の呼びかけ ◆ 園児の地域イベント等への参加 ◆ 地域行事について園と情報共有 ◆ 幼稚園、保育園、認定こども園と小学校との交流会 ◆ 園庭開放により「地域に開かれた園」を実行	幼児教育課

第3節 いじめや虐待のない社会の形成 (子どもが安心して生活できる社会づくり)

No	個別施策	取組内容	担当課
1	いじめ対策・予防体制の確保	【予防体制の確立】 ◆ いじめや不登校の予防のための定量調査・対策・対策の成果の評価をセットにした教育プログラムの導入検討 【早期発見・早期対応体制の確立】 ◆ いじめ把握を目的とした定期的なアンケート調査の実施 ◆ 教員の休み時間等の見守り活動 ◆ 田方教育会館で相談窓口事業の実施 【連携体制の確保】 ◆ いじめ問題対策連絡協議会の開催 ◆ 実効性のある対策の協議	学校教育課
2	虐待対策・予防体制の確保	【早期発見・早期対応体制の確立】 ◆ 連絡なし欠席・連続した欠席及び長期欠席児童に対し、園より欠席理由の確認・自宅訪問 【連携体制の確保】 ◆ 虐待や虐待疑いの兆候発見時の情報共有・危機管理体制の確保	幼児教育課
		【早期発見・早期対応体制の確立】 ◆ 学校の健康診断及び歯科検診の機会を利用し、虐待の早期発見に努める。 ◆ 一定期間連絡の取れない不登校児童生徒への安否確認 【連携体制の確保】 ◆ 虐待や虐待疑いの兆候発見時の情報共有・危機管理体制の確保	学校教育課

No	個別施策	取組内容	担当課
2	虐待対策・予防体制の確保	【予防体制の確立】 ◆ 特に配慮が必要な保護者や孤立しがちな保護者に対する情報提供、啓発、息抜き場の提供 ◆ 健診や相談などの機会を利用し、虐待の早期発見に努め、こども家庭センターの家庭児童相談員と連携する ◆ 各種健診未受診者については、訪問等で全数把握する ◆ 産後ケアの拡充による孤立した育児の予防 【連携体制の確保】 ◆ 要保護児童会議での虐待、成育状況、家庭環境などを情報共有 ◆ 関係各部署・組織の連携による支援の必要がある子育て家庭に関する情報提供・連絡調整	健康づくり課
		【予防体制の確立】 ◆ 体罰によらない子育ての推進・虐待に関する普及啓発 ◆ しつけや子どもへの接し方、子育ての悩み等の相談受付及びその広報 ◆ 相談などの機会を利用し、虐待の早期発見に努める 【連携体制の確保】 ◆ 要保護児童に対し、伊豆の国市要保護児童・DV被害者等対策地域協議会で関係機関と支援方法について協議を実施 ◆ 児童福祉機能と母子保健機能を一体的に運営する「こども家庭センター」を設置 ◆ 保護者への訪問・電話等によるアウトリーチ ◆ ケース検討会の開催 ◆ 児童養護施設との連携・情報共有	こども家庭センター
3	子どもの抱える課題への対応	◆ 全中学校に心の教室相談員・スクールソーシャルワーカーの配置 ◆ 小学校への心の相談室配置検討 ◆ 不登校対策連絡会の開催 ◆ スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、臨床心理士等を配置した教育支援センターの設置検討	学校教育課
		◆ 複雑多様化する児童相談に対応できるよう家庭児童相談員の育成を図るとともにきめ細やかな相談体制づくりに努める ◆ 統括支援員を中心に切れ目のない支援の提供	こども家庭センター

No	個別施策	取組内容	担当課
4	療育等が必要な子どもの状況の把握	◆ 巡回相談を利用した療育等の必要な子どもの状況把握及び対応のための情報共有	幼児教育課
		◆ 療育支援研修等への保育士・幼稚園教諭等の参加勧奨	
		◆ 看護師資格を持った職員の配置	
		◆ 巡回相談の実施	障がい福祉課

第4節 次代の親教育の推進（思春期保健・健全育成等）

No	個別施策	取組内容	担当課
1	薬物・妊娠期の喫煙についての啓発	◆ 危険ドラッグ・妊娠期の喫煙に関する授業の実施 ◆ 同授業内容についての養護教諭連絡会での評価	学校教育課
2	幼児の発達段階に関する教育	◆ 中学生に対する幼児及びその発達段階についての授業の実施 ◆ 中学生の保育園・幼稚園訪問による交流機会の提供	学校教育課

第5節 意欲を持って就業と自立に向けた社会づくり

No	個別施策	取組内容	担当課
1	障がい者雇用の促進	◆ 特別支援学校3年生対象の地域移行会議への参加 ◆ 伊豆の国市地域自立支援協議会就労部会による福祉就労事業所の普及啓発 ◆ ハローワークを中心としたワークエントリー会議の活用	障がい福祉課
2	小中学生のキャリア教育の推進	◆ 多様な職業を理解するための職場体験を実施 ◆ キャリアパスポートを活用した小・中学生のポートフォリオ作成の実施	学校教育課
3	幼稚園、保育園、認定こども園における中高生の就業体験学習の受け入れの拡充	◆ 中高校生の体験学習の積極的な受け入れ ◆ 受け入れた生徒の感想を共有し、体験内容の充実を図る ◆ 保育士・幼稚園教諭などに対する体験学習受け入れ目的の啓発 ◆ 学生ボランティアの受け入れ体制整備	幼児教育課

第6節 社会生活に必要なことを学ぶ機会の提供

No	個別施策	取組内容	担当課
1	道徳教育	◆ 「生命の尊さを知り、思いやりある子」を教育の指針とし、適切な教材を活用した授業の展開	学校教育課
2	小中学生のキャリア教育の推進【再掲】	◆ 多様な職業を理解するための職場体験を実施 ◆ キャリアパスポートを活用した小・中学生のポートフォリオ作成の検討及び実施	学校教育課
3	多文化共生の理解の推進	◆ 国際交流員・ALT・国際交流協会等を活用した外国人とのふれあいの機会の提供 ◆ 幼稚園、保育園、認定こども園、小学校1・2年生へのALT配置による切れ目のない英語教育の推進	学校教育課

第2章 妊娠、出産、子育ての希望が実現できる社会へ

第1節 安心して妊娠・出産できるように

No	個別施策	取組内容	担当課
1	妊婦への喫煙・受動喫煙の影響についての啓発	◆ 母子健康手帳交付・訪問・相談・健診時の喫煙・受動喫煙に関する指導の実施	健康づくり課
2	パパママ学級の運営	◆ 初妊婦とその夫、経産婦とその夫の参加希望者を対象としたパパママ学級の開催 ◆ 順天堂大学医学部附属静岡病院産科医と連携したパパママ学級での企画の評価・検討・改定	健康づくり課
3	不妊治療助成	◆ すべての不妊治療費用の一部に対する助成 ◆ 不妊・不育症に関する県のセミナーや助成制度の情報発信	健康づくり課
4	妊産婦健康診査・新生児聴覚スクリーニング検査の実施	◆ 妊娠届出時の健康相談で受診券を渡しながら妊産婦健診の必要性和受診方法を説明し定期的健診を勧奨 ◆ 新生児聴覚検査の結果、要精密検査になった児は早期受診や関係機関と連携し対応 ◆ 入院中に聴覚検査未実施であった場合には新生児訪問等で勧奨	健康づくり課
5	産後ケア事業	◆ 産後の母子に対して、心身のケアや育児のサポートを行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保 ◆ 集団型産後ケアで保護者同士の交流を図り、産後うつや育児の孤立化を防止	健康づくり課

第2節 誰もが希望する教育と保育サービスが受けられるように

No	個別施策	取組内容	担当課
1	教育・保育の公開	◆ 幼稚園・保育園・認定こども園での参観会実施	幼児教育課
		◆ 小中学校での参観会実施	学校教育課
2	教育・保育の充実	◆ 幼稚園又は認定こども園における平日の預かり保育、長期休業中の預かり保育の実施 ◆ こども誰でも通園制度の開始 ◆ 幼稚園施設を活用した保育施設拡充の検討 ◆ 事業所内保育を希望する事業主に対して、税制上の優遇措置などの情報提供 ◆ 未移行幼稚園の在園児保護者への副食費補助 ◆ 必要な保育士等を確保するため、保育士登録制度（幼保おたすけ人材バンク）などの活用 ◆ 市内保育所の認定こども園化の支援	幼児教育課
3	病児・病後児の対応	◆ 近隣市町と共同委託での病児・病後児保育の実施 ◆ 委託先病院との情報共有 ◆ 新たな病児・病後児保育施設の拡充	幼児教育課

第3節 子どもの健康と安全を守り、安心して受診できるように

No	個別施策	取組内容	担当課
1	救急医療体制の充実	◆ 緊急時に対応ができる地域医療機関との連携体制の確保 ◆ 新生児訪問時の静岡こども救急電話相談(子どもの急病時のアドバイス)の周知	健康づくり課
2	こども医療費助成	◆ 高校生相当年齢までの子どもが入院・通院等した場合の保険診療分の医療費及び入院時食事療養費の助成	こども家庭センター
3	健診・予防接種の実施	◆ 妊婦健診、乳児(4カ月、10カ月)健診、1歳6カ月児、2歳児健診、3歳児健診、予防接種の実施 ◆ 市内小児科をはじめとする医療機関との連携 ◆ かかりつけ医等の希望に基づく市外県内の医療機関宛に依頼書の発行	健康づくり課
4	こどもインフルエンザ費用助成	◆ こどもの季節性インフルエンザの発症または重症化を予防し、併せてそのまん延の予防を推進するため任意接種のインフルエンザ予防接種費用の一部を助成	健康づくり課
5	各種訪問・相談事業による子どもと保護者の状況把握	◆ 新生児・乳児訪問等、訪問による保護者への相談・情報提供 ◆ 7カ月児相談、育児相談等による、発育発達状況の把握 ◆ 発達の遅れや疾病の早期発見、早期対応、保護者の受容促進 ◆ のびのび広場での育児相談の開催 ◆ 健診、相談を2回以上欠席した子どもの保護者・家庭を対象とした電話での勧奨、家庭訪問による発達や家庭の状況の把握	健康づくり課
6	子どもの疾患に関する情報提供	◆ 新生児訪問等での適切な診療時期・頻度に関する情報提供及び保護者の不安解消の実施 ◆ 言語聴覚士によることばの相談を実施し、早期発見・早期治療や必要な療育支援を紹介	健康づくり課
7	子どもの歯の健康増進	◆ 幼児歯科健診、妊娠中の歯科衛生士による歯科指導、フッ素洗口フッ素塗布、歯科教室の実施 ◆ 妊婦から15歳を対象にした8020運動の普及啓発 ◆ 仮説検証に基づく親への生活習慣に関する指導の実施を検討する。	健康づくり課

No	個別施策	取組内容	担当課
8	禁煙の促進・受動喫煙の予防	◆ 健康増進法に基づく禁煙の促進・公共空間での禁煙(喫煙場所指定)を実施	健康づくり課
9	こども家庭センター(母子保健部分)の運営	◆ 妊娠・出産・子育てについての相談 ◆ 妊産婦・乳幼児の状況を継続的・包括的に把握し、妊産婦や保護者の相談に保健師等の専門家が対応 ◆ 必要な支援の調整や関係機関と連絡調整	健康づくり課
10	食育の実施	◆ 全児に対する離乳食教室の実施 ◆ 第1子の家族を対象とした栄養士講話・母子試食等の開催。第2子以降についての個別対応の実施 ◆ 保健師相談で必要と判断された者及び希望者に対する個別栄養相談の実施 ◆ 幼児親子料理教室、パパママ学級での栄養指導、健診での栄養指導、子育て支援センターでの食育の実施 ◆ 保健委員やボランティア団体など成人を中心とした地域での食育活動の連携	健康づくり課
		◆ 朝食摂取調査等を参考とした子どもの食生活習慣教育の実施 ◆ オーガニック給食、市内産農産物による市内統一献立の実施 ◆ 市内食育担当者連絡会、食物アレルギー対応委員会での情報共有	学校教育課
		◆ 園での食育指導、調理体験の実施	幼児教育課
11	家庭児童相談員による相談支援	◆ 子育てに関する悩みなどに対し、家庭児童相談員等が訪問・電話・来所等による相談に応じ支援を行う ◆ 複雑化する相談内容に対応するための研修により、家庭児童相談員の質の向上に努める	こども家庭センター

第4節 特に支援が必要な子どもが健やかに育つように

No	個別施策	取組内容	担当課
1	子育てに関する課題を抱える家庭の早期発見・早期対応	◆ 健診時に住民票と現住所で相違がある家庭に対する個別対応 ◆ 健診事務手続きでの子育ての課題を抱える家庭発見時の他部署との情報共有方法の検討	健康づくり課
2	支援が必要な児童及び児童の保護者に対する事業の実施	◆ 児童発達支援センター及び児童発達支援事業による支援が必要な児童の保護者に対する相談の実施 ◆ 児童発達支援・保育園等訪問支援の実施	障がい福祉課
3	多様な子どもたちに対する幼稚園、保育園、認定こども園の適応	◆ 巡回相談を利用した療育等の必要な子どもの状況把握及び対応のための情報共有 ◆ 療育支援研修等への保育士・幼稚園教諭等の参加勧奨 ◆ 幼保指導主事の配置	幼児教育課
4	適応指導教室の充実	◆ 適応指導教室の確保・増設及び臨床心理士・カウンセラー等の配置 ◆ 児童発達支援センターの活用による児童生徒のアセスメント	学校教育課
5	障がいのある児への対応	◆ 各種健診結果より支援が必要された子どもとその保護者への適切な機関・保護者ネットワークの紹介 ◆ 紹介後の事後フォローとして電話・訪問、幼稚園、保育園、認定こども園での確認の実施 ◆ 子どもの発育・発達に対する受容のない親への保健師による相談の継続と理解の促進 ◆ 特別な配慮が必要な子どもの就園・就学時における関係各課・関係機関の連携強化	健康づくり課
		◆ 障害児相談支援事業所との連携による適切な支援を受けられる居場所の整備 ◆ 強度行動障害や医療的ケアに対応した事業所の整備 ◆ 放課後等デイサービス事業所等との連携による適切な支援 ◆ 日中一時支援事業の実施 ◆ 自立支援協議会療育部会に放課後等デイサービス事業所連絡会の設置	障がい福祉課

No	個別施策	取組内容	担当課
6	療育支援事業の充実	◆ ライフサポート事業の実施 ◆ 障害児相談支援事業所、児童発達支援センターの設置 ◆ 発達障害児等を診断できる関係機関の紹介 ◆ 臨床心理士・公認心理師による巡回相談の実施 ◆ 障害児のある子どもの早期発見の重要性の啓発目的でのデータ収集体制の整備、市民向け説明資料作成 ◆ 相談支援事業所での個別相談支援の紹介	障がい福祉課
		◆ 1歳6カ月児、3歳児健診未受診者については、訪問等で全数把握する	健康づくり課
		◆ 障害児のある子どもの早期発見・早期受診につなげられるよう関係機関と連携し、支援を実施	こども家庭センター
		◆ 巡回相談を利用した療育等の必要な子どもの状況把握及び対応のための情報共有【再掲】 ◆ 療育支援研修等への保育士・幼稚園教諭等の参加勧奨【再掲】 ◆ 幼保指導主事の配置【再掲】	幼児教育課
7	ひとり親家庭の支援	◆ 児童扶養手当の支給 ◆ 母子・父子寡婦福祉資金貸付制度の周知・受付 ◆ ひとり親家庭等医療費助成事業の実施 ◆ 母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業及び高等職業訓練促進給付金事業の実施 ◆ ひとり親家庭就学支援事業の実施	こども家庭センター
8	就学援助	◆ 就学援助の認定可否の審議及び特別支援教育就学奨励の支給可否の判定 ◆ 入学通知書の送付時・児童扶養手当申請時・入学説明会等での制度の周知 ◆ 対象家庭に対する更なる制度周知と申請支援の実施	学校教育課
9	市営住宅の確保	◆ 住宅に困窮する低額所得者に対する低廉な家賃で賃貸する住宅の運営 ◆ 次世代に継承できる安全で良質な住宅ストックを形成する	管財営繕課
10	子どもの貧困対策	◆ フードバンク、フードドライブ事業の実施	社会福祉協議会
		◆ 暮らし相談窓口による生活困窮に関する相談の対応	社会福祉課
		◆ 貧困世帯等に対する就労支援及び家計改善支援事業の実施 ◆ 子どもの学習・生活支援事業の充実	
11	ブックスタート事業	◆ 7カ月児相談時等における絵本の提供 ◆ 7カ月児相談時に絵本の読み聞かせに触れる機会の提供	生涯学習課(図書館)

第3章 多様なネットワークで子育ての力のある地域社会へ

第1節 子育て支援の拠点やネットワークの充実が図られるように

No	個別施策	取組内容	担当課
1	地域子育て支援センターの運営	◆ 未就学児やその保護者の相互交流の促進 ◆ 子育ての相談・情報提供の実施	こども家庭センター
2	こども広場の運営	◆ 18歳以下の児童の遊びを通じた支援の実施 ◆ 小学生向けチャレンジ教室、乳幼児と保護者向けすくすくタイム等の実施 ◆ 子育ての相談・情報提供等支援の実施	こども家庭センター
3	こあら隊の運営	◆ 子育てサポーター養成講座を受けた家庭教育託児員の拡充 ◆ 家庭教育託児員の有効的な連絡調整体制の構築	生涯学習課
4	子育てサポーター養成講座の開催	◆ まかせて会員登録希望者、現会員、子育て・孫育て世代を対象とした子育てサポーター養成講座の開催	こども家庭センター
5	子育て支援サービスの情報発信の強化	◆ いずのくに子育て応援アプリを用いた、医療機関、予防接種等の子育て世帯向け情報発信の一元化 ◆ 関係各課への子育て世代向け情報の提供呼びかけの実施	健康づくり課 企画課
6	子育て世代の集まる場づくり	◆ 産後ママのための講座、交流の場の提供、骨盤ケア教室等の開催	健康づくり課
		◆ 子育てフリートークサロンやんちゃっ子クラブ ◆ ひとり親家庭へのこども食堂の周知	こども家庭センター
		◆ 子ども食堂の運営と活動支援 ◆ 多世代交流事業「土曜日の子どもの居場所」実施 ◆ おもちゃ図書館の充実 ◆ 子育て支援講演会の開催 ◆ 子どもの発達相談を通じた保護者同士の繋がりづくりの教室開催 ◆ 不登校児童生徒の居場所「ぴったんこ」の開催	社会福祉協議会
7	放課後児童クラブの運営	◆ 放課後児童クラブ事業の実施、必要に応じた学校の空き教室の利用、児童支援員の養成 ◆ 指定管理者制度による民間事業者へ管理・運営の委任	学校教育課
8	ファミリー・サポート・センターの運営	◆ ファミリーサポートセンター事業の周知 ◆ 提供会員養成講座の開催 ◆ ファミサポだよりの発行、会員交流会等の充実 ◆ 会員間の顔の見える関係を促進するための取組の実施	こども家庭センター

第2節 子どもが住まいやまちの中で安全・安心に暮らせるように

No	個別施策	取組内容	担当課
1	虐待の早期発見・早期対応体制の確保	◆ 虐待通告(相談)の啓発 ◆ 統括支援員を中心とした切れ目のない支援	こども家庭センター
2	交通安全のための啓発	◆ 交通安全運動、交通指導員会運営事業、青色防犯パトロール事業、各種講習会等の実施 ◆ 「子どもと高齢者の交通事故防止」の推進	危機管理課
		◆ 中学校での交通安全教室の実施 ◆ 小学校の「交通安全リーダーと語る会」での安全点検マップの作成、危険箇所の確認 ◆ 登下校防犯プランに基づく学校・行政・地域の関係者での通学路の合同点検の実施	学校教育課
3	子育て支援サービスの情報発信の強化【再掲】	◆ いずのくに子育て応援アプリを用いた、医療機関、予防接種等の子育て世帯向け情報発信の一元化 ◆ 関係各課への子育て世代向け情報の提供呼びかけの実施	健康づくり課
4	子ども110番の更新作業	◆ 子ども110番の更新作業による参加の実態把握 ◆ コンビニエンスストア等、常時人がいる事業所・施設との協定締結による安全域拡大	市PTA連絡協議会
5	子どもへの声かけ、安全確保のための見守り	◆ あいさつ声掛け運動や青少年補導の実施 ◆ 地域の店舗を対象とした青少年の非行についてヒアリング及び有害図書隔離規定順守の確認	生涯学習課
6	迅速な避難体制と子どもの保護	◆ 避難準備・高齢者等避難開始情報の提供 ◆ Eメール配信サービス等による防災情報等の配信 ◆ 避難確保計画の作成勧奨	危機管理課
7	障害の早期発見・早期対応体制の確立	◆ 支援が必要とされた子とその保護者への適切な機関や保護者ネットワークの紹介及び電話・訪問、通園先との情報共有の実施(事後フォロー) ◆ 特別な配慮が必要な子どもの就園時、幼稚園・保育園・認定こども園等を利用していない子どもの就学時の幼児教育課や学校への情報提供 ◆ 子どもの発育・発達に対する受容のない親への保健師による相談の継続と理解の促進 ◆ 5歳児健康診査の実施体制の整備	健康づくり課
8	母子に対する虐待・ストーカーからの保護	◆ 関係機関と連携し、虐待・ストーカー等の被害を受けた母子の保護・支援の実施 ◆ 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の対象者への支援継続を実施	こども家庭センター

No	個別施策	取組内容	担当課
9	公園整備の実施	◆ 都市公園への定期見回り、公園内の清掃や樹木の剪定、草刈業務等環境整備、専門業者による定期点検を年1回実施	都市計画課

第3節 地域における子育て支援サービスの充実

No	個別施策	取組内容	担当課
1	高齢者との交流の機会づくり	◆ おじいちゃん先生の配置	幼児教育課
2	市民による公園利用の促進	◆ 既存の公園について、子育て世代等の市民が公園を利用して生活の質を向上するための呼びかけなどホームページ等による公園活用支援	都市計画課
3	子ども向け事業の充実	◆ 障がいの有無に関わらない子ども向け事業との連携の検討	障がい福祉課
4	自治力向上のための対話の場づくり	◆ 地域課題解決の活動を促進し、自治力の向上を支援するため、区連合会全体会での情報交換・研修会等の実施 ◆ ホームページ等による自治会加入の促進	協働まちづくり課
5	多世代交流の推進	◆ 高齢者施設等での日中一時支援事業の実施 ◆ 地域活動支援センター事業による共生型サービスの拡大 ◆ 障害児通所(入所)施設への一般住民を招待したイベントの開催	障がい福祉課
		◆ 地域の高齢者サロン・福祉施設等への園児の訪問	幼児教育課
6	家庭児童相談員による相談支援【再掲】	◆ 子育てに関する悩みなどに対し、家庭児童相談員等が訪問・電話・来所等による相談に応じ、子育て支援を行う	こども家庭センター

第4節 広域連携における子育て支援

No	個別施策	取組内容	担当課
1	広域での教育・保育の充実	◆ 近隣市町の教育・保育施設を希望する場合の利用の調整を行う	幼児教育課
2	広域での子ども・子育て支援事業の充実	◆ 地域子育て支援センター、こども広場の市外利用者の受け入れ	こども家庭センター

第4章 伊豆の国市に住み続けたい、住みたくなるような子育て環境の良い都市づくり

第1節 働き方の見直し（働く場所の確保）

No	個別施策	取組内容	担当課
1	「育児・介護休業法」の周知・啓発	◆ 「育児・介護休業法」の改正に伴い子育てに優しい職場環境への機運醸成の強化と制度の周知のための情報発信	商工課
2	事業所内保育の推奨・支援	◆ 事業所内保育を希望する事業主への税制上の優遇措置などの情報提供	幼児教育課
3	就職活動支援・就労意欲維持支援	◆ 年1回合同就職説明会「伊豆おシゴトさがしフェア」の伊豆市との共同開催 ◆ 託児など女性が参加しやすい仕組みの検討	商工課
4	創業支援	◆ 「伊豆の国創業塾」の支援 ◆ 創業者への経済的支援（補助金・利子補給）	商工課

第2節 女性がいきいきと社会で活躍できる環境づくり（女性が輝く日本）

No	個別施策	取組内容	担当課
1	男性の子育て参加意識の醸成	◆ パパママ学級への父親の参加の呼びかけを実施	健康づくり課
		◆ 中学生に対する体験学習を通じた男性の子育て参加意識の醸成	学校教育課
		◆ 父親向けファミサポ会員交流会の開催	こども家庭センター
2	「育児・介護休業法」の周知・啓発【再掲】	◆ 市内事業所に対して「育児・介護休業法」の趣旨及び内容の啓発	商工課

第3節 仕事と家庭が両立できる職場環境の実現

No	個別施策	取組内容	担当課
1	子育て夫婦に対する柔軟な企業理解の推進	◆ 子育て期間中の残業時間の縮減や子どもが生まれたときの父親の休暇取得の促進、男性の育児休暇の取得促進など、啓発資料による事業所への働きかけ	商工課
2	働きながら子育てできる環境づくり	◆ 育児休暇や短時間勤務を取りやすい環境づくりについてなど、啓発資料による事業所への働きかけ	商工課
3	教職員の地域活動参加の機会確保	◆ 教職員の働き方改革によるICTを活用した業務効率化及び教員の負担軽減	学校教育課
4	保育士や幼稚園教諭の地域活動参加の機会確保	◆ ICTの導入による業務効率化を図り、保育士や幼稚園教諭の負担軽減 ◆ 保育士確保のため、大学等へのPRを継続	幼児教育課

第4節 誰もが住みやすく、子育てしやすいまちづくりの推進

No	個別施策	取組内容	担当課
1	子育て支援サービスの情報発信の強化	◆ 子育てサービスに関する広報紙、市ホームページ、市SNSを利用した情報発信 ◆ 赤ちゃん休憩室の設置・広報 ◆ 市内団体等の子育て支援の取り組みの紹介	こども家庭センター
		◆ 孫育てガイドブックの発行、電子データで公開	企画課

第5節 安全、安心まちづくりの整備促進（道路、公園等）

No	個別施策	取組内容	担当課
1	公園整備の検討	◆ 市街化区域での用地確保の見込みができた段階で、さまざまな世代が利活用できる交流の場として新規の公園を整備するための方策について迅速に検討準備をする。	都市計画課

No	個別施策	取組内容	担当課
2	子育てしやすいまちづくりの推進	◆ 持続可能なまちづくりを目指す指針となる立地適正化計画では、都市機能の誘導方針や公共交通の維持のための方針を位置づけている。生活の利便性向上を図る手立てとして、子育てに関するサービス機能の集約も一つの施策であり、将来に渡り日常生活の大切な移動手段となる公共交通の維持も含めたまちづくりを推進する。	都市計画課
3	防犯灯・街路灯の整備	◆ 市内防犯灯について公共施設の省エネルギー化を推進するため、既存の蛍光灯タイプからLEDタイプへの交換を実施し継続する。防犯灯の新設・修繕は地区からの要望に基づき適切に対応する。街路灯についてはすべてのLED化が完了	危機管理課 商工課
4	通学・通園路等の安全対策	◆ 静岡県通学路交通プログラム等に基づく、通学・通園路等の安全点検を関係機関とともにを行い、必要な安全対策について、通学路等整備事業を実施 ◆ 未就学児等を加えた「伊豆の国市子供の移動経路に関する交通安全プログラム」による継続的な安全点検等の実施、関係機関との連携	建設課
5	子どもへの声かけ、安全確保のための見守り【再掲】	◆ あいさつ声掛運動や青少年一斉補導の実施 ◆ 地域の店舗を対象とした青少年の非行についてヒアリング及び有害図書隔離規定順守の確認	生涯学習課

第5章 子ども・子育て支援事業

第1節 子ども・子育て支援事業制度に伴う認定区分

子ども・子育て支援事業計画に伴う認定区分

(1) 子ども・子育て支援事業制度の枠組み

子ども・子育て支援事業制度は、「子どものための教育・保育給付」と「地域子ども・子育て支援事業」の2つの枠組みから構成されています。

子どものための教育・保育給付	
施設型給付	地域型保育給付
① 認定こども園 ② 幼稚園 ③ 保育園	① 小規模保育 ③ 居宅訪問型保育 ② 家庭的保育 ④ 事業所内保育

地域子ども・子育て支援事業	
① 利用者支援事業 ② 地域子育て支援拠点事業 ③ 妊婦健康診査 ④ 乳児家庭全戸訪問事業 ⑤ 養育支援訪問事業 ⑥ 子育て短期支援事業 ⑦ ファミリー・サポート・センター事業 ⑧ 一時預かり事業 ⑨ 延長保育事業 ⑩ 病児保育事業	⑪ 放課後児童健全育成事業 ⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業 ⑬ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業 ⑭ 子育て世帯訪問支援事業 ⑮ 児童育成支援拠点事業 ⑯ 親子関係形成支援事業 ⑰ 妊婦等包括相談支援事業 ⑱ 産後ケア事業 ⑲ 乳児等通園支援事業

(2) 認定区分

認定区分とそれぞれの対象者、利用できる事業などは次のようになります。

	認定区分	対象者	対象事業
1号認定	教育標準時間認定	2号認定以外の満3歳以上の小学校就学前の子ども	・幼稚園 ・認定こども園
2号認定	満3歳以上・保育認定	家庭において必要な保育を受けることが困難な満3歳以上の小学校就学前の子ども	・保育園 ・認定こども園
3号認定	満3歳未満・保育認定	家庭において必要な保育を受けることが困難な満3歳未満の小学校就学前の子ども	・保育園 ・認定こども園 ・地域型保育

(3) 認定基準

保育の必要性については、保育を必要とする事由、保育を必要とする時間(保護者の就労時間)、その他に優先すべき事情などにより、総合的に判断します。

第2節 教育・保育施設

将来児童数

(単位:人)

	将来推計値				
	令和7年度 2025年度	令和8年度 2026年度	令和9年度 2027年度	令和10年度 2028年度	令和11年度 2029年度
0歳	190	182	174	167	160
1歳	226	219	212	205	199
2歳	255	247	240	233	226
3～5歳	750	705	663	623	585
6～8歳	910	875	798	770	724
9～11歳	1,173	1,054	990	910	875

1～3号認定未就学児の量の見込み

(1) 1号認定

(単位:人)

	実績値					量の見込みと確保数値				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
実績	423	367	357	338	275					
①量の見込み	411	331	270	266	262	274	237	222	199	178
2号認定(保育) (幼稚園+預かり保育)	80	80	80	80	80	90	90	90	90	90
①量の見込み・計	491	411	350	346	342	364	327	312	289	268
②確保数値・計	977	977	977	977	977	754	414	414	414	414
特定教育・保育施設 (認定こども園・幼稚園)	977	977	977	977	977	754	414	414	414	414
確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
②-①	486	566	627	631	635	390	87	102	215	236

(2) 2号認定

(単位:人)

	実績値					量の見込みと確保数値				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
実績	558	556	518	523	498					
①量の見込み	628	648	645	642	634	476	458	441	424	407
②確保数値・計	648	648	648	648	648	510	510	510	510	510
特定保育施設・計	567	567	567	567	567	509	509	509	509	509
特定教育・保育施設 (認定こども園)	257	257	257	257	257	265	265	265	265	265
特定教育・保育施設 (保育園)	310	310	310	310	310	244	244	244	244	244
2号認定(保育) (幼稚園+預かり保育)	80	80	80	80	80	0	0	0	0	0
認可外保育施設	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
②-①	20	0	3	6	14	34	52	69	86	103

(3) 3号認定(0歳)

(単位:人)

	実績値					量の見込みと確保数値				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
実績	36	26	27	37	29					
①量の見込み	101	101	101	101	101	29	30	30	30	30
②確保数値・計	101	101	101	101	101	80	80	80	80	80
特定保育施設・計	57	57	57	57	57	58	58	58	58	58
特定教育・保育施設 (認定こども園)	11	11	11	11	11	24	24	24	24	24
特定教育・保育施設 (保育園)	46	46	46	46	46	34	34	34	34	34
特定地域型保育	6	12	12	12	12	12	12	12	12	12
認可外保育施設	38	32	32	32	32	10	10	10	10	10
②-①	0	0	0	0	0	51	50	50	50	50

(4) 3号認定(1歳)

(単位:人)

	実績値					量の見込みと確保数値				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
実績	311	313	307	280	310					
①量の見込み	296	296	296	296	296	154	154	153	153	153
②確保数値・計	299	302	302	302	302	161	161	161	161	161
特定保育施設・計	266	266	266	266	266	130	130	130	130	130
特定教育・保育施設 (認定こども園)	92	92	92	92	92	52	52	52	52	42
特定教育・保育施設 (保育園)	174	174	174	174	174	78	78	78	78	37
特定地域型保育	13	26	26	26	26	16	16	16	16	16
認可外保育施設	20	10	10	10	10	15	15	15	15	15
②-①	3	6	6	6	6	7	8	8	8	8

※令和2年度～令和6年度の実績値は、3号認定(1歳)と3号認定(2歳)を合算した数値である。

(5) 3号認定(2歳)

(単位:人)

	実績値					量の見込みと確保数値				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
実績	311	313	307	280	310					
①量の見込み	296	296	296	296	296	173	176	174	174	174
②確保数値・計	299	302	302	302	302	180	180	180	180	180
特定保育施設・計	266	266	266	266	266	156	156	156	156	156
特定教育・保育施設 (認定こども園)	92	92	92	92	92	68	68	68	68	68
特定教育・保育施設 (保育園)	174	174	174	174	174	88	88	88	88	88
特定地域型保育	13	26	26	26	26	14	14	14	14	14
認可外保育施設	20	10	10	10	10	10	10	10	10	10
②-①	3	6	6	6	6	7	4	6	6	6

※令和2年度～令和6年度の実績値は、3号認定(1歳)と3号認定(2歳)を合算した数値である。

(6) 3号認定(1、2歳)の保育利用率

(単位:%)

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
1歳	53.1	57.0	59.5	58.7	53.8	68.1	70.3	72.2	74.6	76.9
2歳	53.1	57.0	59.5	58.7	53.8	67.8	71.2	72.5	74.6	77.0

※令和2年度～令和6年度は、3号認定(1歳)と3号認定(2歳)を合算して求めた数値である。

(7) 教育保育の一体的提供と推進体制

① 認定こども園の普及に関する基本的な考え方

認定こども園は、教育・保育の機能を併せ持ち、保護者の就労状況の変化に対応できる施設であり、本市では、私立園2園及び公立園1園が認定こども園に移行しています。また、私立保育園からの認定こども園への移行に対しては、事業者の意向や施設の状況などを十分に踏まえ支援を行うものとします。公立の保育園、幼稚園については私立保育園の意向動向と見込み量をもとにした需給調整を行うために、今後も随時検討していきます。

② 教育・保育施設及び地域型保育事業の連携について

地域型保育事業を利用する子どもが満3歳以降も引き続き教育・保育が受けられるよう、事業者及び保護者に対して認定こども園、幼稚園、保育園について情報提供を実施し、円滑な接続を実施していきます。

③ 教育・保育施設と小学校等との連携について

いわゆる幼保小接続のため、関係機関が研修会・連絡会などでの情報共有を行うとともに、幼稚園、保育園、認定こども園と小学校との交流会を開催し、相互理解を深め、連携体制の充実に取り組みます。

(8) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

施設等利用給付の公正かつ適正な支給の確保、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、給付方法の検討を行い、円滑な実施の確保に向けた取組をしていきます。

また、子育てのための施設等利用給付の給付申請に際し、過誤請求・支払いの防止のための適切な方策を準備するとともに、特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示など、県との連携や情報共有を図り、適切に実施していきます。

第3節 地域子ども・子育て支援事業

1. 延長保育事業

保護者の勤務や家庭の事情などにより保育を必要な児童に、午後7時まで保育を提供する。

(単位:人)

	実績値					量の見込みと確保数値				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
実績	118	134	136	125						
①量の見込み	182	183	184	185	186	200	200	200	200	200
②確保数値	182	183	184	185	186	200	200	200	200	200
②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

2. 放課後児童健全育成事業

小学校の授業終了後や長期休暇期間中に、保護者が仕事などにより、家庭での児童の生活指導等が困難な場合に、保護者に代わって児童の生活指導や遊びの指導を行う。

(単位:人)

		実績値					量の見込みと確保数値				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
実績		456	469	491	482	447					
内訳	低学年1～3年生	387	401	427	400	364					
	高学年4～6年生	69	68	64	82	83					
①量の見込み		509	507	505	503	501	435	413	378	365	348
内訳	低学年1～3年生	425	423	421	420	419	361	346	316	305	290
	高学年4～6年生	84	84	84	83	82	74	67	62	60	58
内訳(学年別)	1年生	169	168	167	167	166	139	132	109	122	110
	2年生	142	142	141	141	141	122	118	113	93	106
	3年生	114	113	113	112	112	100	96	94	90	74
	4年生	68	68	68	68	67	57	49	47	46	44
	5年生	14	14	14	13	13	15	16	13	13	13
	6年生	2	2	2	2	2	2	2	2	1	1
②確保数値		509	509	509	527	527	527	527	527	527	527
②-①		0	2	4	6	8	92	114	149	162	179

※ 空き教室の利用などにより、申し込みに対応する体制を整えています。

3. 子育て短期支援事業

保護者が、疾病・社会的事由等、または、平日の夜間や休日に不在となり一時的に養育が困難な場合、その児童を乳児院・児童養護施設等で短期的に預かる。(宿泊も可)

(単位:人日)

	実績値					量の見込みと確保数値				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
(ショートステイ)実績	—	—	—	—	—					
①量の見込み	—	—	—	—	—	28	28	28	28	28
②確保数値	—	—	—	—	—	28	28	28	28	28
②－①	—	—	—	—	—	0	0	0	0	0
(トワイライトステイ)実績	—	—	—	—	—					
①量の見込み	—	—	—	—	—	1	1	1	1	1
②確保数値	—	—	—	—	—	1	1	1	1	1
②－①	—	—	—	—	—	0	0	0	0	0
(休日預かり事業)実績	—	—	—	—	—					
①量の見込み	—	—	—	—	—	1	1	1	1	1
②確保数値	—	—	—	—	—	1	1	1	1	1
②－①	—	—	—	—	—	0	0	0	0	0

4. 地域子育て支援拠点事業

小学校就学前の児童とその保護者が集まり、一緒に遊びながら交流するふれあいの場を提供するとともに、子育てに役立つ情報をお知らせするほか、子育てに関する悩みについての相談を行う。

(単位:人/年)

	実績値					量の見込みと確保数値				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
実績	4,253	3,972	6,849	16,109						
①量の見込み	25,943	23,199	20,746	18,552	16,589	16,432	16,596	16,761	16,928	17,097
②確保数値	25,943	23,199	20,746	18,552	16,589	16,432	16,596	16,761	16,928	17,097
②－①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

5. 一時預かり事業（幼稚園型）

保護者の勤務条件や家庭の事情などにより、教育時間以外にも保育を必要とする児童に対し、保育を実施する。

（単位：人/年）

	実績値					量の見込みと確保数値				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
実績	15,525	19,531	21,733	23,087						
①見込み量・計	26,363	33,163	32,300	32,112	31,964	34,311	36,026	37,827	39,718	41,703
1号認定による利用	1,200	1,139	1,065	1,048	1,035	1,110	1,165	1,223	1,284	1,348
2号認定による利用	25,163	32,023	31,236	31,064	30,928	33,201	34,861	36,604	38,434	40,355
②確保数値・計	26,363	33,163	32,300	32,112	31,964	34,311	36,026	37,827	39,718	41,703
②－①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

6. 一時預かり事業（幼稚園型以外）

通常保育の対象とならない児童で、保護者の病気や入院・育児疲れ・冠婚葬祭等により家庭での保育が困難な児童に対する保育を実施する。

（単位：人/年）

	実績値					量の見込みと確保数値				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
実績	946	892	883	863						
①見込み量	1,095	1,078	1,062	1,046	1,030	1,500	1,410	1,325	1,245	1,171
②確保数値・計	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
ファミサポ事業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
トワイライトステイ事業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
一時預かり事業	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
②－①	405	422	438	454	470	0	90	175	255	329

7. 病児保育事業

児童が病気で幼稚園や保育園などに預けられない場合で、保護者が仕事を休むことができないときなどに、診療所に併設した施設で児童を預かる。

(単位:人/年)

	実績値					量の見込みと確保数値				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
実績	125	286	313	443						
病児病後児対応型	125	286	313	443						
体調不良児対応型	0	0	0	0	0					
非施設型(訪問型)	0	0	0	0	0					
①量の見込み	239	244	248	252	257	450	450	450	450	450
②確保数値・計	257	257	257	257	257	450	450	450	450	450
病児病後児対応型	257	257	257	257	257	450	450	450	450	450
体調不良児対応型	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
非施設型(訪問型)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

8. ファミリー・サポート・センター事業

子どもを預かってほしい市民と、預かることができる市民が、会員として登録し、会員同士で援助活動を行い、市町村がこれを援助する(登録事務、マッチング等を実施)。

(単位:人/年)

	実績値					量の見込みと確保数値				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
実績	330	313	186	219						
未就学児	114	115	73	68						
就学児	216	198	113	151						
①量の見込み	381	455	528	602	675	239	250	261	274	287
未就学児	279	333	386	441	494	74	77	80	84	88
就学児	102	122	142	161	181	165	173	181	190	199
②確保数値	381	455	528	602	675	239	250	261	274	287
②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

9. 利用者支援事業（こども家庭センター型）

妊娠期から子育て期にわたるまで、教育・保育施設や地域の子育て支援の事業に係る情報集約・提供、相談等を実施する。本市では区域(圏域)を分けず、また、他の地域子ども・子育て支援事業との連携を考慮し、見込み箇所数は1箇所とする。

(単位:箇所)

	実績値					量の見込みと確保数値				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
実績箇所数	1	1	1	1						
①見込み箇所数	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
②確保数値	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
②－①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

10. 妊婦健康診査

市が委託した医療機関及び助産所において、妊婦が実施した健康診断について、所定の金額を公費負担する。なお、全妊婦に対して実施するため、確保数値は割愛する。

(単位:人/年)

		実績値					量の見込みと確保数値				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
実績	対象者数	262	254	207	196						
	年間延人数	2,852	3,192	2,530	2,402						
見込み対象者数		281	274	268	260	253	174	169	164	159	154
①見込み量		3,091	3,014	2,948	2,860	2,783	2,123	2,062	2,001	1,940	1,879

※ 実績対象者数は、妊娠届の届出数。健診実績:1人あたり11回

11. 乳児家庭全戸訪問事業

母子の心身の状況や養育環境等の把握及び助言を行い、子育て支援に関する情報提供等を行うことにより、乳児家庭が地域社会から孤立することを防ぎ、乳児の健全な育成環境の確保を図る。なお、全乳児家庭に対して実施するため、確保数値は割愛する。

(単位:人/年)

	実績値					量の見込みと確保数値				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
実績	221	234	210	198						
①見込み量	281	274	268	260	253	168	159	151	144	136

12. 養育支援訪問事業

家庭における安定した養育が実施できるよう、養育について支援が必要な家庭に対し、訪問による具体的な育児に関する支援を行い、育児上の諸問題の解決・軽減を図る。

(単位:人)

	実績値					量の見込みと確保数値				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
実績	0	0	0	0	0					
①見込み量	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

13. 子育て世帯訪問支援事業

家事・子育て等に不安や負担を抱えた子育て家庭等への訪問・支援により養育環境を整える。

(単位:人日)

	実績値					量の見込みと確保数値				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
実績	—	—	—	—	—					
① 見込み量(延人数)	—	—	—	—	—	204	204	204	204	204
② 確保方策(延人数)	—	—	—	—	—	210	210	210	210	210

14. 児童育成支援拠点事業

養育環境に課題を抱える家庭や学校に居場所のない児童に対する場の提供等の支援を行う。

(単位:人)

	実績値					量の見込みと確保数値				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
実績	—	—	—	—	—					
① 見込み量(実人数)	—	—	—	—	—	0	0	0	0	0
② 確保方策(実人数)	—	—	—	—	—	0	0	0	0	0

15. 親子関係形成支援事業

子育てに悩みを抱えている保護者と児童に対し、講義等を通じ情報提供・情報交換・相談等の支援を行う。

(単位:人)

	実績値					量の見込みと確保数値				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
実績	—	—	—	—	—					
① 見込み量(実人数)	—	—	—	—	—	0	0	0	0	0
② 確保方策(実人数)	—	—	—	—	—	0	0	0	0	0

16. 妊婦等包括相談支援事業

利用者支援事業(基本型・特定型・こども家庭センター型)の既存型に加えて新型を創設。

妊娠時から妊産婦等に寄り添い、出産・育児等に必要な情報提供等を行う。

なお、全妊産婦に対して実施するため、確保数値は割愛する。

(単位:回)

	実績値					量の見込みと確保数値				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
実績	—	—	—	—	—					
① 見込み量	—	—	—	—	—	358	348	338	328	318

17. 産後ケア事業

産後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う。

(単位:人)

	実績値					量の見込みと確保数値				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量(延人数)	—	—	—	—	—	344	354	366	378	392
確保方策(延人数)	—	—	—	—	—	134	141	150	159	170

18. 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

全ての子育て家庭に対し、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位で利用できる事業。

(単位:人)

		実績値					量の見込みと確保数値				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳児	量の見込み	—	—	—	—	—	0	9	8	8	7
	確保方策	—	—	—	—	—	0	9	8	8	7
1歳児	量の見込み	—	—	—	—	—	0	4	3	3	3
	確保方策	—	—	—	—	—	0	4	3	3	3
2歳児	量の見込み	—	—	—	—	—	0	5	4	3	3
	確保方策	—	—	—	—	—	0	5	4	3	3

第6章 計画の推進

第1節 実現のための方策

本計画の目標を実現するため、各種事業、施設整備などを行い、子どもたちの保育、教育に向けた支援体制の確立を図ります。

また、教育保育施設の充実のみではなく、関係各課及び教育機関、地域、民間事業者、市民と連携し、子どもを産み育てやすい環境づくりを実施していきます。

第2節 計画の推進体制

上記目標を達成するため、学識経験者、子育て当事者、教育・保育関係者によって構成される子ども・子育て会議を設置し、適切な施設等利用給付方法を検討するとともに、毎年度、計画の進捗状況を点検・評価し、計画の進行管理や見直し等によって計画を推進していきます。

この推進に際しては、PDCAサイクル(計画・実行・評価・改善)の考え方に沿って、毎年度、計画の実施状況や事業効果などについて客観的に点検・評価を行い、必要な改善を実施していきます。

子育て支援関連に関する国の一連の動きをふまえて、これまで以上に母子保健・児童福祉の連携を強化し、切れ目のないきめ細やかな相談支援体制を整備するため、伊豆の国市では、令和6年4月より、健康福祉部福祉事務所内(大仁庁舎)にこども家庭センターを設置しました。

第3節 資料編

子ども・子育て会議委員名簿

	委員要件	所属団体・機関等	氏名
1	子どもの保護者(保育園代表)	市保育園長会	柿島 圭吾
2	子どもの保護者(幼稚園代表)	市幼稚園長会	紅林 彩
3	子どもの保護者(小学校代表)	市校長会	岩田 康孝
4	事業主代表	伊豆の国市商工会	高野 誠
5	労働者代表	田方地区労働者福祉協議会	三枝 文和
6	子ども・子育て支援に関する事業所従事者代表	しょうれんじこども園 楽生・寿光	渡邊 元浄
7	子ども・子育て支援に関する事業所従事者代表	私立ちとせ保育園園長	小林 弘之介
8	子ども・子育て支援に関し学識経験のある者	伊豆の国市教育委員会	清水 照子
9	子ども・子育て支援に関し学識経験のある者	社会教育委員会	西島 知彦
10	その他市長が適当と認める者	伊豆の国市民生児童委員協議会	木口 志津

事務局

	担当課	役職	氏名
	こども家庭センター	センター長	古屋 祐子
	こども家庭センター	家庭児童相談係長	秋津 礼子
	こども家庭センター	子育て支援係長	田中 香織
	こども家庭センター	主査	石井 伶叡
	健康づくり課	課長	大澤 知子
	教育委員会 学校教育課	課長	植松 正輝
	教育委員会 幼児教育課	課長	平井 良忠

計画策定の経過

	日時	名称	検討内容
1	令和6年 2月14日	令和5年度 第1回伊豆の国市 子ども・子育て会議	子ども・子育て支援事業計画の実績について にじいろこども園の利用定員の設定について 放課後児童教室の民間移行について 今後の計画策定スケジュールについて ほか
2	令和6年 7月8日	令和6年度 第1回伊豆の国市 子ども・子育て会議	子ども・子育て支援事業計画の実績について こども計画について・各種計画策定スケジュール 令和6年度 伊豆の国市 子ども・子育てに関するアンケート 調査について ほか
3	令和6年 8月9日～ 9月23日	令和6年度 伊豆の国市 子ども・子育てに関する アンケート調査実施	調査対象： 就学前児童の保護者 1,200人（回収数363人） 就学児童の保護者 1,200人（回収数461人）
4	令和6年 9月～11月	アンケート集計	令和6年度 伊豆の国市 子ども・子育てに関するアンケート 調査の結果集計
5	令和6年 11月～12月	各課ヒアリングの実施	計画策定に伴う量の見込みの算定
6	令和7年 1月10日	令和6年度 第2回伊豆の国市 子ども・子育て会議	令和6年度 伊豆の国市 子ども・子育てに関するアンケート 調査結果について 次期子ども・子育て支援事業計画及び次世代育成支援行動 計画について 伊豆の国市こども計画について（経過報告） ほか
7	令和7年 2月	パブリックコメントの実施	市ホームページ及びこども家庭センター・健康づくり課窓口 において、計画(案)の公開による意見募集
8	令和7年 3月〇日	令和6年度 第3回伊豆の国市 子ども・子育て会議	計画(案)について 今後のスケジュールについて ほか